

第1節 応急活動体制

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 職員の動員配備	●			総務班 、 関係各班
第2 情報連絡本部の設置	●			危機管理班 、 関係各班
第3 災害警戒本部の設置	●			危機管理班 、 関係各班
第4 災害対策本部の設置	●			危機管理班 、 関係各班
第5 災害対策本部の運営	●			危機管理班 、 関係各班

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■ 配備基準【風水害】

配備体制	本部体制	配備基準	活動内容	責任者
				配備要員
予備配備 (準備体制)	情報連絡本部	1) 糸島市に大雨、洪水、暴風(陸上)、高潮、大雪等の注意報が発表され、警報に切り替わる可能性が高い場合 2) その他危機管理課長が必要と認めるとき	1) 気象情報及び災害関連情報の収集・伝達 2) 第1配備への移行準備 3) 自主避難所開設の検討	危機管理課長
				危機管理課職員
第1配備 (準備体制)		1) 糸島市に大雨、洪水、暴風(陸上)、高潮、大雪等の警報が発表された場合 2) その他危機管理課長が必要と認めるとき	1) 気象情報及び災害関連情報の収集・伝達 2) 第2配備への移行準備 3) 自主避難所開設の検討、必要に応じ開設 4) 災害対応の準備	危機管理課長 市職員のうち、あらかじめ指名を受けた者

第2配備 (警戒体制)	災害警戒本部	1) 糸島市に大雨、洪水、暴風（陸上）、高潮、大雪等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合 2) その他総務部長が必要と認めるとき	1) 気象情報及び災害関連情報の収集・伝達 2) 災害に対する応急対策 3) 第3配備への移行準備 4) 警戒レベル3高齢者等避難の発令、及び避難所の開設	総務部長 市職員のうち、あらかじめ指名を受けた者
第3配備 (救助体制)	災害対策本部	1) 糸島市に大雨、洪水、暴風（陸上）、高潮、大雪等の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなった場合、或いは、市内の一部に被害が発生した場合 2) その他本部長が必要と認めるとき	1) 気象情報及び災害関連情報の収集・伝達 2) 災害に対する応急対策、被災者への救援活動の実施 3) 第4配備への移行準備 4) 警戒レベル4避難指示の発令	本部長（市長） 市職員のうち、あらかじめ指名を受けた者
第4配備 (非常体制)	災害対策本部	1) 市内の全域に被害が発生するおそれがある場合、或いは発生した場合 2) 糸島市に大雨、暴風、高潮、津波、大雪等の特別警報が発表された場合 3) その他本部長が必要と認めるとき	1) 全庁的な災害対応 2) 警戒レベル5緊急安全確保の発令	本部長（市長） 市職員のうち、あらかじめ指名を受けた者

※ 各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。

※ 市職員は、マスコミ報道、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、防災メール・まもるくん（福岡県）等から警報情報等を得、可能な限り自宅待機する。

※ 消防本部の配備体制は、別途定める。（第1配備体制時には、消防本部及び消防団への要請が迅速に実施できるよう消防本部は体制をとること）

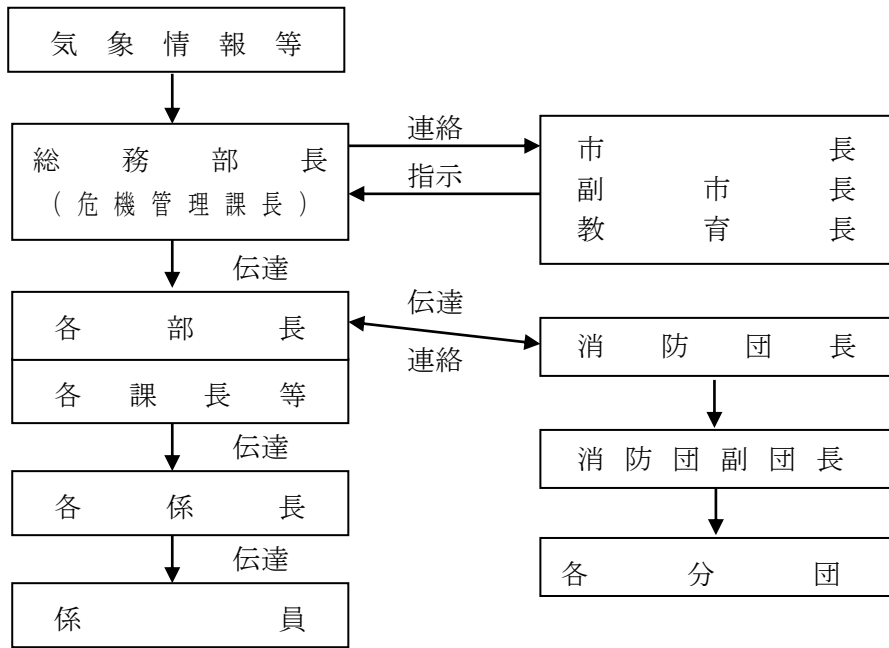
※ 出向職員は、第4配備とする。

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、勤務時間外（夜間、休日も含む。）に災害情報が入った場合、警備員の連絡により、必要に応じ危機管理課職員が参集する。また、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、当該職員は動員指令を待つことなく、各自最も適した交通手段（バイク、自転車、徒歩）で直ちに自主的に参集する。

■動員指令の系統



3 参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。なお、災害現場及び所属先以外へ直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

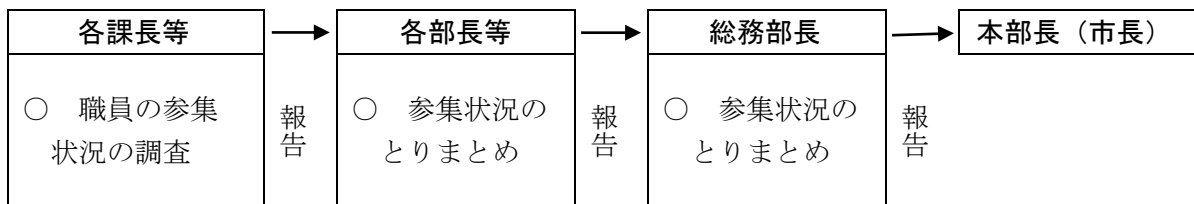
各自の所属先への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市立コミュニティセンターに自主集合する。

4 参集の報告

参集した職員は、直ちに参集報告を行い、各班（各部）でとりまとめた後、本部（危機管理課）に報告する。

- ※ 資料編 6-1 参集記録票
- ※ 資料編 6-2 参集途上の被災状況記録票

■参集報告の系統



5 職員の動員要請

各班長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の対策部の応援を必要とするとき、総務班に職員の動員を要請する。

総務班は、各班長から職員動員要請があった場合は、各対策班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。

第2 情報連絡本部の設置（第1配備体制）

1 情報連絡本部の設置

危機管理課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、情報連絡本部を設置し、風水害準備体制として防災担当職員（危機管理課等）を配備（第1配備体制）する。

■情報連絡本部の設置基準

- 糸島市に、大雨、洪水、暴風（陸上）、高潮等の警報が発表されたとき
- その他危機管理課長が必要と認めるとき

2 活動内容

情報連絡本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 気象情報等の収集、警戒
- 大雨洪水予警報等の情報収集、警戒

第3 災害警戒本部の設置（第2配備体制）

1 災害警戒本部の設置

総務部長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、風水害警戒配備体制として各対策班の担当職員を配備（第2配備体制）する。

■災害警戒本部の設置基準

- 糸島市に、大雨、洪水、暴風（陸上）、高潮等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合
- その他総務部長が必要と認めるとき

2 設置、指揮の権限

総務部長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。

■代行順位

第1順位	建設都市部長	第2順位	農林水産部長	第3順位	危機管理課長
------	--------	------	--------	------	--------

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 気象情報等の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 河川はん濫注意水位の対応
- 水害等に関する情報収集、警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への気象情報等の伝達

4 災害警戒本部の廃止等

総務部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。
 また、災害応急対策に備えるため又は災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて各班の担当職員を配備する。

※ 資料編 3-3 糸島市災害対策本部条例

■災害対策本部の設置基準

- 糸島市に、大雨、洪水、暴風（陸上）、高潮等の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなった場合、或いは、市内の一部に被害が発生した場合
- 台風の進路にあり被害が予想される場合で、市長が必要と認めるとき
- その他、市長が必要と認めたとき

■災害対策本部の設置場所

○ 災害対策本部は、市役所4階庁議室に置く。

○ ただし、災害対策本部が被災し、その機能を果たさない場合は、次を代替場所とする。

	設置場所	TEL	備考
通常	市役所4階庁議室	323-1111	代表番号
第1候補	交流プラザ志摩館	327-1112	災害時優先電話
第2候補	交流プラザ二丈館	325-1112	災害時優先電話
第3候補	糸島市運動公園多目的体育館	321-1755	

2 地区対策部

本部長は、必要に応じて、交流プラザ二丈館及び交流プラザ志摩館に、それぞれ市職員を配備し、災害対策本部の二丈地区対策部及び志摩地区対策部を設置することができる。

3 現地災害対策本部

本部長は、必要に応じて、現地災害対策本部を設置・廃止する。

ただし、副市長等代行は、緊急を要する場合、本部長に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに本部長に報告する。

■設置基準

- 被災地域付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。
- 現地災害対策本部の責任者は、副本部長又は災害対策本部員とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。
- 現地の災害応急対策が概ね終了したとき、或いは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消したときは、現地災害対策本部を廃止する。

(1) 組織

現地災害対策本部の本部長及び本部員は、本部長が副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する。

(2) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要するときは、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。

■現地災害対策本部長の行為

- 高齢者等避難の発令
- 避難指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

(3) 現地災害対策本部の機能及び業務内容

責任者	現地災害対策本部の機能
本部長が指名する者	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内又は現地に設置する。 ・現地の情報収集と災害対策本部との連絡調整 ・危険区域の監視等 ・被災者の救出、市民の安全確保、避難の措置等 ・上記の危険区域に対する現地の状況に応じて、各班による現地対策班を設置する。

班名	業務内容
現地総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の総括及び各班との連絡調整 ・関係機関との連絡調整 ・気象情報（警報）等の広報 ・災害対策本部に対する災害報告 ・災害対策本部の指示に基づく各種対策の実施

班名	業務内容
現地情報班	・被害情報収集
現地対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・危険区域の監視及び巡視 ・異常現象、二次災害の早期発見とその状況把握 ・被災者の救出 ・傷病者に対する救護及び緊急輸送 ・救出・救護及び応急措置に必要な資機材の確保 ・避難所の開設 ・避難の誘導 ・避難者及び市民の安否確認

4 災害対策本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

5 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

危機管理班は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 班	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話等
関係機関	○ 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク、一般電話等
市民等	○ 防災行政無線、市ホームページ、報道機関等
報道機関	○ 一般電話、口頭、文書等

第5 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長（市長）が行う。
市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

■代行順位

第1順位 副市長	第2順位 教育長	第3順位 総務部長
----------	----------	-----------

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりである。
ただし、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

■組織、役割

本部長	市長	○ 災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長 教育長	○ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	部長等のうちから本部長が定める。	○ 本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 ○ 本部長の命を受け、部の事務を処理する。
班員	本部長が定める。	○ 班長の命を受け、班の災害対策事務に従事する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、「■糸島市災害対策本部組織図」に示す。

■糸島市災害対策本部組織図

災害対策本部		対策部名 (部長)	対策班名 (班長)
本部長	市長	総務対策部 (総務部長)	危機管理班 (危機管理課長) 総務班 (総務課長) 公共施設管理班 (公共施設管理課長) 監査事務班 (監査事務局長) 会計班 (会計課長)
副本部長	副市長	経営戦略対策部 (経営戦略部長)	企画秘書班 (企画秘書課長) 情報政策班 (情報政策課長) 財政班 (財政課長)
副本部長	教育長	地域振興対策部 (地域振興部長)	コミュニティ推進班 (コミュニティ推進課長) 生涯学習班 (生涯学習課長) 文化班 (文化課長) 人権・男女共同参画推進班 (人権・男女共同参画推進課長)
本部員	総務部長	市民対策部 (市民部長)	市民班 (市民課長) 税務班 (税務課長) 収税班 (収税課長) 国保年金班 (国保年金課長)
	経営戦略部長	生活環境対策部 (生活環境部長) (生活環境部担当部長)	環境政策班 (環境政策課長) 業務班 (業務課長) 水道班 (水道課長) 下水道班 (下水道課長)
	地域振興部長	健康福祉対策部 (健康福祉部長)	健康づくり班 (健康づくり課長) 地域福祉班 (地域福祉課長) 福祉保護班 (福祉保護課長) 介護・高齢者支援班 (介護・高齢者支援課長)
	市民部長	建設都市対策部 (建設都市部長)	都市計画班 (都市計画課長) 都市施設班 (都市施設課長) 建設班 (建設課長)
	生活環境部長	農林水産対策部 (農林水産部長)	農業振興班 (農業振興課長) 農地政策班 (農地政策課長) 水産林務班 (水産林務課長)
	生活環境部担当部長	経済振興対策部 (経済振興部長)	ブランド政策班 (ブランド政策課長) 学研都市づくり班 (学研都市づくり課長) 商工振興班 (商工振興課長)
	健康福祉部長	子ども教育対策部 (子ども教育部長) (子ども教育担当部長)	子ども班 (子ども課長) 子育て支援班 (子育て支援課長) 教育総務班 (教育総務課長) 学校教育班 (学校教育課長)
	建設都市部長	議会対策部 (議会事務局長)	議事班 (議事課長)
	農林水産部長	消防本部 (消防長)	消防総務班 (消防総務課長) 予防班 (予防課長) 警防班 (警防課長) 救急班 (救急課長) 通信指令班 (通信指令課長) 消防署 (消防署長)
	経済振興部長	消防団 (消防団長)	消防団本部 消防団分団
	子ども教育部長		
	子ども教育担当部長		
	議会事務局長		
消防長			
消防団長			

3 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

■本部会議の概要

本部会議の開催時期	○ 災害対策本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	○ 災害対策本部組織図を参照
事務局	○ 危機管理班
協議事項	○ 被害状況の把握 ○ 応急対策活動の調整 ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止 ○ 自衛隊、県、他市町村及び関係機関等への応援要請 ○ 警戒区域の設定、避難指示 ○ 災害救助法の適用 ○ 応急対策に要する予算及び資金 ○ 国、県等への要望及び陳情 ○ その他災害対策の重要事項

4 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、警察署、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

5 災害対策本部の表示

(1) 腕章等

災害対策業務の従事者は、必要に応じ本部の腕章を着用し、身分証明書を携帯する。

(2) 標旗等

災害対策業務に使用する車両には、必要に応じ本部の標旗等を掲示する。

(3) 看板

災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じ本部等の看板を掲示する。

■主な災害対策拠点の種類

○ 災害対策本部	○ 応援部隊集結地	○ 福祉避難所
○ 現地災害対策本部	○ 救護所	○ 遺体安置所
○ 災害ボランティア本部	○ 災害対応病院（市指定）	○ 給水所
○ プレスセンター	○ 臨時ヘリポート	○ 物資集積拠点
○ 災害相談窓口	○ 避難所	

6 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、「■糸島市災害対策本部の分掌事務（班別）」のとおりである。なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

■糸島市災害対策本部の分掌事務（班別） その1

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
総務対策部	危機管理班 (危機管理課)	災害対策本部全般に関する事 避難情報の伝達に関する事 県・その他関係機関との連絡調整に関する事 災害対策基本法、及び災害救助法に基づく諸対策に関する事 自衛隊の派遣要請、及び協力機関の協力要請に関する事 行方不明者の捜索に関する事 警戒区域の設定に関する事 防災行政無線の運用、管理に関する事 応急救助及び応急対策に要する労働力の提供に関する事 関係機関に対する要望書、陳情書等の作成に関する事 災害資料の作成及び災害記録に関する事 避難、救護施設等の選定等に関する事 罹災（被災）証明及び罹災（被災）届出証明の発行に関する事
	総務班 (総務課)	災害時における通信の確保に関する事 部内外の連絡調整に関する事 部内の被害状況の取りまとめに関する事 他の部の所管に属さないこと 職員の動員及び参集状況調査に関する事 職員及びその家族の被害調査に関する事
	公共施設管理班 (公共施設管理課)	公用車の配置に関する事 緊急通行車両の確認申請に関する事 公共施設、公共空地の利用調整に関する事 庁舎管理及び市有財産の被害調査、復旧対策に関する事 災害対策従事者の食料、飲料水、宿泊の確保に関する事 被災者に対する救援物資の調達配分に関する事 物資の輸送に関する事
	監査事務班 (監査事務局)	災害対策事務及び各対策班の応援に関する事
	会計班 (会計課)	配備要員の給食に関する事 災害対策本部用物資の調達及び出納保管に関する事 義援金品の受付、保管及び配分に関する事

■糸島市災害対策本部の分掌事務（班別） その2

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
経営戦略対策部	企画秘書班 (企画秘書課)	見舞者等への応接、秘書に関すること 本部長、副本部長の秘書に関すること 部内外の連絡調整に関すること 部内の被害状況の取りまとめに関すること
	情報政策班 (情報政策課)	情報処理に関すること 被害情報の収集及び連絡に関すること 市域の災害情報、被害情報のとりまとめに関すること 災害対策本部と報道機関の連絡に関すること 被災地の記録写真の撮影等に関すること 気象予報、警報の収集及び気象情報の連絡に関すること
	財政班 (財政課)	災害の応急費、災害対策本部等の予算措置に関すること 国、県等の補助金の措置に関すること 災害関係経費のとりまとめに関すること

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
地域振興対策部	コミュニティ推進班 (コミュニティ推進課)	コミュニティセンターの被害調査及び応急対策に関すること 住民組織（行政区等）との連絡に関すること 災害時の相談室の設置に関すること 外国人への支援に関すること J R ・バス等公共交通機関の状況把握及び連絡に関すること 安否情報に関すること 避難指示等の広報車による広報に関すること 市立コミュニティセンターにおける避難所、救護施設等の開設に関すること
	生涯学習班 (生涯学習課)	社会教育施設及び設備の被害調査及び応急対策に関すること 社会教育施設等における避難所、救護施設等の開設に関すること
	文化班 (文化課)	文化財及び文化施設等の被害調査及び応急対策に関すること 文化施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関すること
	人権・男女共同参画推進班 (人権・男女共同参画推進課)	人権センター及び男女共同参画センターの被害調査及び応急対策に関すること 人権センター及び男女共同参画センターにおける避難、避難所・救護施設等の開放に関すること

■糸島市災害対策本部の分掌事務（班別） その3

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
市民対策部	市民班 (市民課)	人的被害（行方不明者、安否不明者を含む）の調査に関する事 部内外の連絡調整に関する事 部内の被害状況の取りまとめに関する事 遺体の埋火葬許可書の発行に関する事
	税務班 (税務課)	災害による市税の減免に関する事 被害家屋調査に関する事
	収税班 (収税課)	災害による市税の猶予に関する事
	国保年金班 (国保年金課)	災害対策事務及び各対策班の応援に関する事

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
生活環境対策部	環境政策班 (環境政策課)	廃棄物処理施設の被害調査及び応急対策に関する事 被災地の廃棄物処理体制の確保に関する事 災害時の廃棄物の処理指導に関する事 仮設トイレの設置に関する事 動物の保護、収容に関する事 廃棄物処理費の減免申請に関する事 死体収容処理並びに埋火葬に関する事 し尿の処理に関する事
	業務班 (業務課)	部内外の連絡調整に関する事 部内の被害状況の取りまとめに関する事
	水道班 (水道課)	上水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 給水に関する事
	下水道班 (下水道課)	下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事

■糸島市災害対策本部の分掌事務（班別） その4

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
健康福祉対策部	健康づくり班 (健康づくり課)	医療施設の被害調査並びに応急対策に関する事 医療班の編成及び活動に関する事 防疫班の編成及び活動に関する事 応急救護、医薬品、衛生材料の供給に関する事 指定避難所、救護施設等の防疫に関する事
	地域福祉班 (地域福祉課)	福祉施設の被害調査並びに応急対策に関する事 要配慮者（障がいのある人）の対策に関する事 災害見舞金、災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸与に関する事 災害ボランティア本部との連携に関する事 障害者施設における避難、福祉避難所等の開設に関する事 福祉仮設住宅での支援に関する事
	地域福祉班 (地域福祉課)	死体収容処理並びに埋火葬に関する事 部内外の連絡調整に関する事 部内の被害状況の取りまとめに関する事
	介護・高齢者支援班 (介護・高齢者支援課)	福祉施設の被害調査並びに応急対策に関する事 要配慮者（要介護者・高齢者）の対策に関する事 介護福祉施設等との連携に関する事 高齢者福祉施設における避難、福祉避難所等の開設に関する事 福祉仮設住宅の供給に関する事

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
建設都市対策部	都市計画班 (都市計画課)	被災建築物・宅地危険度判定の実施に関する事 被災住宅の応急修理に関する事 部内外の連絡調整に関する事 部内の被害状況の取りまとめに関する事 応急仮設住宅、福祉仮設住宅及び公営住宅の建設に関する事
	都市施設班 (都市施設課)	管理施設の災害応急・復旧措置に関する事 応急仮設住宅、福祉仮設住宅及び公営住宅の供給に関する事 都市公園、市営住宅施設の被害調査及び応急対策に関する事 空家住宅への対応に関する事
	建設班 (建設課)	道路及び橋梁の被害調査並びに応急対策に関する事 河川、堤防、砂防施設等の被害調査及び応急対策に関する事 道路、橋梁の危険箇所及び迂回路の表示に関する事 障害物の除去に関する事 応急工事用資機材の確保に関する事

■糸島市災害対策本部の分掌事務（班別） その5

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
農林水産対策部	農業振興班 (農業振興課)	農作物の被害調査及び応急対策に関すること 害虫の発生予防及び防除に関すること 救援苗の受付配給及び斡旋に関すること 家畜及び畜産施設、樹園地等の被害調査及び応急対策に関すること 被災家畜の飼料に関すること 家畜の感染症予防及び防疫に関すること 被災農林業者に対する融資の斡旋に関すること 部内外の連絡調整に関すること 部内の被害状況の取りまとめに関すること
	農地政策班 (農地政策課)	農地の被害調査及び応急対策に関すること 農道、頭首工、ため池及び水路の被害調査並びに応急対策に関すること
	水産林務班 (水産林務課)	林産物の被害調査及び応急対策に関すること 林道、その他治山施設の被害調査及び応急対策に関すること 応急対策用資材（木材）等の調達・配分に関すること 水産施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関すること 水産業者の被害調査及び応急対策に関すること 被災水産業者に対する融資の斡旋に関すること 船舶の被害及び応急対策に関すること

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
経済振興対策部	ブランド政策班 (ブランド政策課) 学研都市づくり班 (学研都市づくり課)	部内外の連絡調整に関すること 部内の被害状況の取りまとめに関すること 観光客の把握・避難等の支援及び旅行者、滞在者の安全確保に関すること 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること
	商工振興班 (商工振興課)	食料及び生活物資の確保、供給に関すること 商工業施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関すること 商工業者の被害調査及び応急対策に関すること 被災商工業者に対する融資の斡旋に関すること 市が造成した産業団地及び誘致企業の被害調査並びに応急対策に関すること

■糸島市災害対策本部の分掌事務（班別） その6

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
議会対策部	議事班 (議事課)	議会の庶務に関する事

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
子ども教育対策部	子ども班 (子ども課)	児童福祉施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関する事 被災入園者の調査並びに応急対策に関する事
	子育て支援班 (子育て支援課)	児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事
	教育総務班 (教育総務課)	部内外の連絡調整に関する事 部内の被害状況の取りまとめに関する事 学校教育施設における避難所、救護施設等の開設に関する事 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 教育義援金品の配分に関する事
	学校教育班 (学校教育課)	被災児童生徒の調査並びに応急対策に関する事 児童生徒の登・下校の指導、臨時休校、臨時宿泊等に関する事 被災児童生徒への学用品の給与に関する事 炊き出しの実施、支援に関する事

■糸島市災害対策本部の分掌事務（班別） その7

対策部名	対策班名	分掌事務（※以下に示す事項は主たる事務である。）
消防本部	消防総務班（消防総務課） 予防班（予防課） 警防班（警防課） 救急班（救急課） 通信指令班（通信指令課） 消防署	消火、救出・救助、救急に関する事 消防活動状況及び災害情報の収集、連絡、記録集計に関する事 消防部隊及び消防団の運用に関する事 緊急消防援助隊等の受入れ、連絡調整に関する事 消防指令通信に関する事 関係機関との連絡調整に関する事 避難誘導に関する事 消防広報に関する事 災害対策に必要な物資等の調整に関する事 消防機械器具の整備に関する事 行方不明者の捜索に関する事
消防団	消防団本部 消防団分団	水害の警戒活動に関する事 土砂災害の警戒活動に関する事 災害広報に関する事 行方不明者の捜索に関する事 救助活動に関する事 救急活動に関する事 消火活動に関する事 避難指示等の伝達に関する事 避難誘導に関する事 遺体の捜索に関する事
各部共通		部課内職員の動員配備調整、安否確認に関する事 所管施設、所管事項の被害調査、応急対策に関する事 災害対策本部への報告に関する事 所管事項に関する民間事業者等への協力要請に関する事 災害対策事務及び各対策班の応援に関する事

注) 時期区分（概ねの目安）で、初動は災害警戒又は発生～2日目まで、応急は3日目～7日目まで、復旧は8日目以降に、主に対応する事務である。

■糸島市防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	本庁舎（建物破損等の場合は本部長の判断により移設する：交流プラザ二丈館、志摩館、糸島市運動公園多目的体育館その他会議室）
	現地災害対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊	市内公共施設、市内公用地
	災害ボランティアセンター	糸島市社会福祉協議会
医療救護	地域災害医療情報センター	糸島保健福祉事務所
	医療救護所	指定避難所等
	地域災害拠点病院	資料編 2-9 災害拠点病院等参照
交通輸送対策	県緊急輸送道路（陸上輸送）	（1次）一般国道：国道202号、西九州自動車道 （2次）主要地方道：12号前原富士線、49号大野城二丈線、54号福岡志摩前原線、85号福岡志摩線
	物資集配拠点	指定避難所ほか
	臨時ヘリポート	資料編 2-12 災害時における臨時離着陸場参照
避難対策	指定避難所	資料編 2-7 指定避難所、指定緊急避難場所参照
要配慮者対策	福祉避難所	資料編 2-8 要配慮者利用施設参照
生活救援	給水拠点	指定避難所ほか
	炊き出し場所	指定避難所、学校の給食室・家庭科室、市立コミュニティセンター等
	被災者相談窓口	市庁舎、指定避難所
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	市内公共用地
清掃活動	がれき等の集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	市内公共施設
水防対策	水防（資機材）倉庫	資料編 2-2 水防資材参照
消火対策	消防本部、消防団詰所	資料編 2-3 消防団詰所参照

第2節 気象情報等の収集伝達

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 通信体制の確保	●			危機管理班 、 総務班 、 公共施設管理班 、 情報政策班 、 関係各班
第2 気象情報、河川情報等の監視	●			危機管理班 、 情報政策班 、 関係各班
第3 気象情報の収集伝達	●			危機管理班 、 情報政策班
第4 水防警報等の収集伝達	●			危機管理班 、 消防本部
第5 異常現象発見時における措置	●			危機管理班

第1 通信体制の確保

1 通信機能の確保と統制

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備等の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び住民等への広報手段を確保する。

危機管理班、総務班及び公共施設管理班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じているときは、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

- ※ 資料編 2-1 市防災行政無線
- ※ 資料編 3-9 糸島市防災行政無線局管理運用規程

■主な通信手段

	主な通信手段	主な通信先
通信系等	一般加入電話・ファックス	本部→行政区長、住民等
	災害時優先電話	本部→市出先施設、県、他市町村、防災関係機関、国等
	防災行政無線（同報系）	市→住民
	情報メールいとしま、糸島市LINE公式アカウント	市→住民
	防災メール・まもるくん（福岡県）、防災アプリ ふくおか防災ナビまもるくん（福岡県）	市（県）→住民等
	福岡県庁LINE公式アカウント	市（県）→住民等
	福岡県防災・行政情報通信ネットワーク	本部→県→他市町村、防災関係機関等
	ふっけい安心メール（福岡県警）	（市→）警察→住民等
	防災行政無線（移動系）、消防防災無線等	本部→消防本部、県、現場職員等
	広報車の巡回	本部、防災関係機関→住民等
	放送要請	本部→（県→）放送事業者→住民等
	水防計画等による警鐘	本部→住民等

主な通信手段		主な通信先
口頭	連絡員による伝令 (文書携行)	各班、防災関係機関等

2 窓口の統一

総務班は、関係機関等との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

3 代替通信機能の確保

総務班は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、非常・緊急通話の利用を申し込む。

■非常・緊急通話の利用方法

- | |
|------------------------------|
| ① 非常扱い通話又は緊急扱いの通話の申し込みであること。 |
| ② 「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称等。 |
| ③ 相手の電話番号及び伝える内容等。 |

(2) 他機関の通信設備の利用

電話等の利用が不可能となり、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、又は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条及び79条、災害救助法第11条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定に基づき、他機関が設置する有線もしくは無線設備を使用する。

■利用できる主な通信設備を設置する機関

- | | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 県（防災行政無線） | <input type="checkbox"/> 福岡管区气象台 | <input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道株式会社 |
| <input type="checkbox"/> 警察 | <input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部 | <input type="checkbox"/> 九州電力株式会社 |
| <input type="checkbox"/> 九州地方整備局 | <input type="checkbox"/> 大阪航空局 | <input type="checkbox"/> 自衛隊 |

(3) 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づいて福岡地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。

(4) アマチュア無線の協力要請

アマチュア無線のボランティアに対し、市域内での災害情報の収集、伝達の通信協力を要請する。

4 市民への周知

危機管理班及び情報政策班は、関係各班と連携し、気象予警報等に基づき、浸水、がけ崩れ等による被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難指示を実施すること

が予想される場合、市民に対し高齢者等避難を周知する。

その他、1項「主な通信手段」によるほか、防災行政無線を聞き逃した場合は、フリーダイヤル「糸島市防災行政無線放送内容確認ダイヤル」（広報いとしま最終頁に電話番号記載（0120-315-470））での音声による放送内容の伝達、市ホームページでの放送内容の掲載及び平素から防災行政無線が聞きづらい方には、申出によって戸別受信機を無償貸与する等確実に防災情報を伝達する。

■活動内容

- 気象予警報等は、報道機関がテレビ・ラジオ等による報道を実施することによって周知される。警報・注意報については、市町村ごとに発表されるが、放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域名称を用いる場合がある。
- 被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知に当たっては、要配慮者に配慮する。

第2 気象情報、河川情報等の監視

危機管理班及び情報政策班は、防災関係機関と連携し、災害対策に係る気象情報、河川情報等をテレビ、ラジオ、ホームページ等で監視し、警報等の迅速な伝達に備える。

なお、福岡管区気象台の注意報・警報は、市町村ごとに発表される。気象情報は、市町村名に加え、福岡県や福岡地方、北九州地方のように市町村等をまとめた地域名称を用いる場合があり、糸島市は福岡地方に属する。

■主な気象情報・河川情報の項目と注意点

情報大項目	情報項目	情報の意味（更新間隔）	注意点
気象情報 (気象庁)	特別警報・警報 ・注意報	福岡管区気象台は災害が起こるおそれがあると予想されるとき、警戒・注意を喚起するために発表する。	
	大雨特別警報・警報 ・注意報	大雨による地面現象（山崩れ・がけ崩れ等）や浸水による被害が予想される。	
	洪水警報・注意報	大雨、長雨、融雪などで河川が増水して堤防等が損傷を受け、浸水等の被害が発生することが予想される。	
	高潮特別警報・警報 ・注意報	低気圧による海面の吸い上げ、強風による海面の吹き上げ等による海面の異常な上昇によって、重大な災害が起こるおそれがある。	低気圧、強風、満潮、異常潮*の重複に注意
	土砂災害警戒情報	大雨警報発表中に大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時、市町村ごとに発表される。	
	記録的短時間大雨	大雨警報発表中に、数年に1回程度の	

情報大項目	情報項目	情報の意味（更新間隔）	注意点
	情報	激しい短時間の大雨を観測、又は解析したこと。	
	気象情報	警報や注意報に先立つ注意呼びかけ、警報や注意報の内容を補完。	
気象情報 (気象庁)	海上警報	海上を航行する船舶の安全のため、各警報の発表基準に達しているか、または24時間以内に達する予想。	警報の種別の他にその原因となる台風や低気圧、前線の位置など
	台風情報	台風の実況と予報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）	市の西側近傍を通る場合は、風雨が特に強くなる。
	アメダス	地上観測雨量、積雪深の実況（防災業法提供システムでは10分ごと、気象庁HPでは1時間ごと）	豪雨による内水氾濫や崖崩れへの影響
	降水短時間予報	6時間先までの降水量分布の予測（30分）	広域の豪雨となる可能性
	降水ナキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（5分）	集中豪雨となる可能性
河川情報 (国土交通省)	レーダ雨量	レーダ観測の雨量強度の実況（10分間の平均値を時間雨量へ換算） ※気象庁防災情報提供システムのレーダ観測（5分間隔）も参照	豪雨による河川水位の上昇、浸水や崖崩れへの影響
県	水防警報	県知事が指定した河川において、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表。	雷山川（潤橋観測所） 瑞梅寺川（池田観測所） 玄界灘沿岸
	テレメタ雨量	地上観測の雨量の実況（10分）	雨量観測所（糸島峠、池田、瑞梅寺ダム、上久保、桜野小学校、西部研修施設、川付消防センター、荒川峠、県道路公社）
	テレメタ水位	河川水位の実況（10分）	水位の上昇速度と、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位等を越える可能性 潤橋観測所（雷山川） 池田観測所（瑞梅寺川）

※異常潮：夏場から秋にかけての平常潮位が高い時期に異常潮位が発生し、低気圧などの通過が重なるとう更に潮位が上昇する現象。

※ 資料編 2-20 気象観測所

第3 気象情報の収集伝達

1 気象注意報・警報等

福岡管区気象台は、次のような気象注意報・警報・特別警報を市町村ごとに発表する。

なお、気象情報は市町村名に加え、福岡県や福岡地方、北九州地方のように市町村等をまとめた地域名称を用いる場合があり、糸島市は福岡地方に属する。

危機管理班及び秘書広報班は、気象情報の収集・伝達を行う。

※ 資料編 4-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

■注意報・警報等の定義及び種類

注意報	○ 糸島市において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着氷（雪）注意報・霜注意報・低温注意報、高潮注意報、波浪注意報、洪水注意報、なだれ注意報
警報	○ 糸島市において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報 高潮警報・波浪警報・洪水警報
特別警報	○ 糸島市において予測される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して最大限の警戒を呼び掛けるために発表する。	大雨特別警報・大雪特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報
気象情報	○ 気象官署が気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・すみやかに発表するものをいい、福岡管区気象台は、九州北部地方を対象とする九州北部地方気象情報及び福岡県を対象とする福岡県気象情報並びに「福岡県記録的短時間大雨情報」、「土砂災害警戒情報」及び「竜巻注意情報」を発表する。	

■水防活動用の注意報・警報発表基準

糸島市

予報名	注意報	警報
高潮（潮位：標高）	1.6m 以上	1.9m 以上
大雨 （浸水害） （土砂災害）	（浸水害）表面雨量指数基準：17 （土砂災害）土壌雨量指数基準：91	（浸水害）表面雨量指数基準：26 （土砂災害）土壌雨量指数基準：125
洪水	流域雨量指数基準：瑞梅寺川流域＝12, 川原川流域＝11.6, 汐井川流域＝4.5, 桜井川流域＝7, 雷山川流域＝8, 長野川流域＝10, 多久川流域＝6.2, 川付川流域＝4	流域雨量指数基準：瑞梅寺川流域＝15.1, 川原川流域＝14.5, 汐井川流域＝5.7, 桜井川流域＝8.8, 雷山川流域＝10, 長野川流域＝12.6, 多久川流域＝7.8, 川付川流域＝5
	複合基準：瑞梅寺川流域（12, 9.6）, 汐井川流域＝（13, 4.5）, 雷山川流域＝（8, 8）, 長野川流域＝（10, 9）, 多久川流域＝（17, 6.2）, 川付川流域＝（12, 3.2）	複合基準：瑞梅寺川流域（12, 14.9）, 汐井川流域＝（14, 5.1）, 長野川流域＝（12, 12.5）, 川付川流域＝（12, 4.5）

出典：福岡管区気象台発表「警報・注意報基準一覧表（令和4年5月26日現在）」

※表面雨量指数：降雨が地表面に貯留する効果や降雨終了後の危険度を示す指標

※土壌雨量指数：降雨が土壌に貯留する効果や降雨終了後の危険度を示す指標

※流域雨量指数：上流域を含めた洪水と地域の特性から洪水の規模とピークと時刻を推測する指標

2 市から住民への周知方法

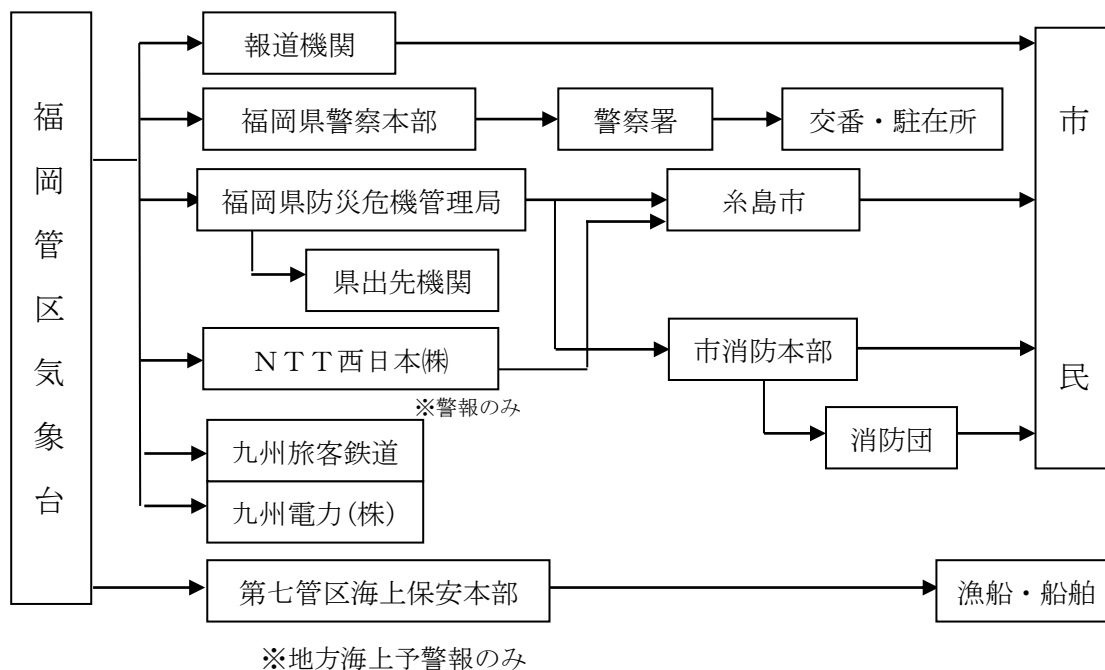
市は、本計画に基づき、関係住民に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備、その他の措置の伝達周知を行う。大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに多様な手段を用いて住民等に伝達する。この場合、要配慮者が災害対策基本法第60条第1項の規程による避難のための立ち退きの指示を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

3 事態が緊急を要する方法

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットポータルサイト・サーバ運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

なお、この場合の手続は、事前に事業者と協議して定めるものとする。

■ 気象情報の伝達系統



4 火災気象通報

福岡管区気象台は、火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項に基づき、その状況を火災気象通報として県知事に通報する。

県知事は、気象台から通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報する。

■ 通報の基準

- 福岡管区気象台が発表する「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の発表基準と同一

5 火災警報

市長は、次の場合、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令することができる。

■ 警報の基準

- 県知事から火災気象通報を受けたとき
- 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき

第4 水防警報等の収集伝達

1 水防警報の種類

県知事は、洪水又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発令する。(水防法第16条第1項)

県知事は、水防警報を発令したときは、県水防計画に基づき直ちにその警報(通知)事項を水防管理者(市長)及び水防関係機関に通知する。(水防法第16条第3項)

水防警報の通知を受けた市長（危機管理班）は、関係住民に連絡するとともに、関係各班、水防団（消防団）及び水防関係者を待機させ、又は必要に応じて出動その他の処置を講ずる。

■水防警報の種類、内容及び発表基準

（河川）

種類	内容	発表基準
第一段階 待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき。
第二段階 準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき。
第三段階 出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
第四段階 警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
第五段階 嚴重警戒	出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。
第六段階 解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

（海岸）

海岸名	第一段階 待機	第二段階 準備	第三段階 出動	第四段階 解除
玄界灘沿岸	台風情報により、台風接近が確実になったとき	高潮のおそれがあると思われるとき	高潮水位に達し、なお潮位の上昇および波浪が激しくなると思われるとき	高潮水位を下り再び潮位の上昇および波浪が激しくなる見込みがなくなったとき

出典：「令和4年度前原水防地方本部水防計画書」

注) 前原水防地方本部、市水防本部の設置及び解除については、確実に伝達しておくこと。

※ 資料編 2-2 水防資材

2 避難判断水位到達情報の通知及び周知

知事が指定した河川（水位周知河川）については、避難判断水位（はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を設定する。

知事が指定した河川について、河川の水位が避難判断水位に到達した場合には、水防地方本部は、水防管理者へ通知するとともに、水防本部に報告する。また、水防本部は、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第13条第2項）

3 県知事が水防警報を行う河川・避難判断水位到達情報を行う河川

本市域における該当指定河川は、雷山川及び瑞梅寺川がある。

■県知事が水防警報を行う河川（糸島市域）

河川名	観測所名	第一段階 待機	第二段階 準備	第三段階 出動	第四段階 警戒	第五段階 嚴重警戒	第六段階 解除	水防警報 発令者
雷山川	潤橋 (糸島市)	水防団待機水位（1.60m）を超え、はん濫注意水位（2.14m）に達すると思われるとき	水防団待機水位（1.60m）に達し、はん濫注意水位（2.14m）を突破すると思われるとき	はん濫注意水位（2.14m）に達し、なお、上昇の見込みがあるとき	避難判断水位（2.67m）に達し、なお、水位上昇の見込みがあるとき	はん濫危険水位（3m）に達し、はん濫発生のおそれがあるとき	はん濫注意水位（2.14m）以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき	前原水防 地方本部長
瑞梅寺川	池田 (糸島市)	水防団待機水位（1.50m）を超え、はん濫注意水位（2.16m）に達すると思われるとき	水防団待機水位（1.50m）に達し、はん濫注意水位（2.16m）を突破すると思われるとき	はん濫注意水位（2.16m）に達し、なお、上昇の見込みがあるとき	避難判断水位（2.62m）に達し、なお、水位上昇の見込みがあるとき	はん濫危険水位（2.81m）に達し、はん濫発生のおそれがあるとき	はん濫注意水位（2.16m）以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき	

■水防警報の対象となる基準観測所（糸島市域）

河川名	観測所名	位置	水位計 種別	水位（m）						
				零点高	水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険	既往最高	
									水位	年月日
雷山川	潤橋	潤	テレメーター	4.62	1.60	2.14	2.67	3	2.66	H30.7.5
瑞梅寺川	池田	池田字大日川原	テレメーター	10.13	1.5	2.16	2.62	2.81	3.08	S55.8.30

注1) 水防団待機水位：各水防機関が準備をする水位で水防団体等の待機の指標となる水位

注2) はん濫注意水位：水防団が出動し、警戒にあたる指標となる水位

注3) 避難判断水位：高齢者等避難の指標となる水位

注4) はん濫危険水位：避難指示の指標となる水位

4 水防警報等の伝達系統

前原水防地方本部は、市長等の関係水防管理者に水防警報、避難判断水位到達情報を通知する。

危機管理班は、水防警報の通知を受けたときは、気象予警報、観測情報等の情報収集を行うとともに、本計画に基づき、警戒活動や水防活動にあたる。

■連絡通信系統



5 水防信号

市が用いる水防信号は、次のとおりである。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止 (1点打)	(約5秒) (約15秒) (約5秒) (約15秒) (約5秒) ○ - 休 止 ○ - 休 止 ○ -
第2信号	水防団員及び消防機関に属するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ (3点打)	(約5秒) (約6秒) (約5秒) (約6秒) (約5秒) ○ - 休 止 ○ - 休 止 ○ -
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが水防の応援に出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○ (4点打)	(約10秒) (約5秒) (約10秒) (約5秒) (約10秒) ○ - 休 止 ○ - 休 止 ○ -
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱 打	(約1分) (約5秒) (約1分) ○ - 休 止 ○ -

- 注1) 信号は適宜の時間継続すること。
- 注2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
- 注3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第5 異常現象発見時における措置

1 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長（消防署員）又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）

2 警察官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）

3 市長の通報

通報を受けた市長は、県総務部防災危機管理局その他関係機関に通報しなければならない。

通報先機関名	電話番号	備考
福岡管区气象台	(092) 725-3604	気象及び水象に関する事項 地震に関する事項
福岡県防災危機管理局	(092) 641-4734	夜間退庁時災害連絡用
福岡県警察本部	(092) 641-4141	内線：5722 5723(警備課)
第七管区海上保安本部	(093) 321-2931	

※異常気象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

- 1) 気象に関する事項 ー 著しく異常な気象現象（大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等）
- 2) 水象に関する事項 ー 異常潮位、異常波浪

第3節 被害情報等の収集伝達

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 警戒活動	●			建設班 、 水産林務班 、 消防本部 、 関係各班 、 消防団
第2 初期情報の収集	●			危機管理班 、 情報政策班 、 コミュニティ推進班 、 関係各班
第3 被害調査	●			税務班 、 関係各班
第4 災害情報のとりまとめ	●			情報政策班 、 税務班
第5 県、関係機関への報告、通知	●			危機管理班
第6 国への報告	●			危機管理班

第1 警戒活動

1 水害の警戒活動

建設班、水産林務班及び消防本部は、各々連携し、風水害の警戒活動を行う。

(1) 警戒本部体制

気象予警報、観測情報、水防警報等により災害の発生するおそれがある場合は、水防機関と連携して、警戒本部体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

- ※ 資料編 1-4 重要水防箇所（河川）
- ※ 資料編 1-5 災害危険河川区域
- ※ 資料編 1-6 重要水防箇所（海岸）
- ※ 資料編 1-17 市指定災害予想危険箇所

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- 河川、漁港、ため池等の警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

■雨量観測所（令和4年度福岡県水防計画書（資料編）より）

水系	観測所	種別	所在地	最大日雨量		最大時間雨量	
				mm	年月日	mm	年月日
瑞梅寺川	糸島峠	テレメーター	糸島市川原11-2	314	H30 7.6	50	H30 7.6
瑞梅寺川	池田	テレメーター	糸島市池田字大日川原405	278	S55 8.29	102	H3 9.29
瑞梅寺川	瑞梅寺ダム	テレメーター	糸島市瑞梅寺字864（瑞梅寺ダム管理出張所）	204	H3 9.13	115	H3 9.13
瑞梅寺川	上久保	テレメーター	糸島市瑞梅寺字上久保163-1	337	H30 7.6	115	H3 9.13
雷山川	前原	テレメーター	糸島市浦志2丁目3番1号（福岡県土整備事務所前原支所）	191	H30 7.6		
桜井川	桜野小学校	テレメーター	糸島市志摩桜井字日差5921	149	H14 9.16	47	H15 7.11
桜井川	西部研修施設	テレメーター	糸島市志摩芥屋字松原26-2	158	H14 9.16	55	H15 7.11
雷山川	川付消防センター	テレメーター	糸島市長野字稲葉崎1484-6	324	H17 9.6	59	H30 7.6
一貴山川	荒川峠	テレメーター	糸島市二丈一貴山字樋の口312-203	336	H30 7.6	74	H15 8.11
福吉川	県道路公社	テレメーター	糸島市二丈吉井字広田2896-1	223	H30 7.6	59	H15 8.11

■水位観測所一覧表（令和4年度福岡県水防計画書（資料編）より）

河川名	観測所	種別	所在地	水位（m）			
				水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険
瑞梅寺川	池田	テレメーター	糸島市池田字大日川原	1.5	2.16	2.62	2.81
川原川	天神橋	普通臨時量水標	糸島市井田	0.9	1.2		※1.9
瑞梅寺川	キトク	テレメーター	糸島市瑞梅寺字キトク	1.7	1.7		※1.9
桜井川	沖田橋	量水標	糸島市志摩桜井字赤隈	1.4	1.7		※2.7
雷山川	潤橋	テレメーター	糸島市潤	1.6	2.14	2.67	3
長野川	新蛇石橋	量水標	糸島市本	1	1.3		※2.1
初川	新久保田橋	量水標	糸島市志摩師吉				
一貴山川	小西橋	テレメーター	糸島市二丈上深江	0.85	1.15		※1.75

河川名	観測所	種別	所在地	水位 (m)			
				水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
加茂川	加茂川橋	量水標	糸島市二丈福井	1	1.3		※2

注) はん濫危険水位のうち※が付いているものは、堤防天端から溢水・越水すると思われる参考水位であり、水防法第13条の洪水特別警戒水位ではない。

■危機管理型水位計

No	水系名	河川名	設置箇所
1	瑞梅寺川	川原川	天神橋
2	瑞梅寺川	周船寺川	周船寺駅前橋
3	桜井川	桜井川	沖田橋
4	雷山川	長野川	新蛇石橋
5	雷山川	初川	新大久保橋
6	加茂川	加茂川	加茂川橋

○避難基準

- ▽高齢者等避難：河川の水位が避難判断水位に達した場合
- ▽避難指示：河川の水位が氾濫危険水位に達した場合

(2) 応急措置

重要箇所等を中心に巡回し、異常等を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。

■活動内容

<ul style="list-style-type: none"> ○ 水門、樋門等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。 ○ 市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉等の措置をとる。 ○ 災害により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずる。 ○ 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずるとともに、関係機関へ通報する。

(3) 資機材の調達

現有の資機材を優先的に活用する。なお、不足する場合には現地調達あるいは福岡県土整備事務所、協定締結業者等から調達する。

※ 資料編 2-2 水防資材

2 土砂災害の警戒活動

建設班、水産林務班及び消防本部は、各々連携し、土砂災害の警戒活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

- ※ 資料編 1-8 砂防指定地指定箇所
- ※ 資料編 1-9 地すべり防止区域
- ※ 資料編 1-10 急傾斜地崩壊危険区域
- ※ 資料編 1-11 土砂災害（特別）警戒区域
- ※ 資料編 1-12 山腹崩壊危険地区
- ※ 資料編 1-13 崩壊土砂流出危険地区
- ※ 資料編 1-14 市指定災害予想危険箇所

■活動内容

<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報の収集伝達 ○ がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所の警戒巡視 ○ 対象住民（自主防災組織等）への警戒呼びかけ、情報収集 ○ 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達 ○ 市民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ ○ 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

■警戒体制の雨量の目安と対応（急傾斜地崩壊危険地区、土石流発生危険地区）

体制	雨量の目安	対 応
第1次警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前日まで連続雨量が100ミリ以上あった場合で、当日に日雨量が50ミリをこえた時 ○ 前日までに連続雨量が40～100ミリあった場合で、当日の日雨量が80ミリをこえた時 ○ 前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100ミリをこえた時 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災パトロールの実施 ○ 地元自主防災組織等の活動の要請 ○ 必要に応じて警戒区域の設定
第2次警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前日まで連続雨量が100ミリ以上あった場合で、当日の日雨量が50ミリをこえ、時間降雨量が30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 ○ 前日までに連続雨量が40～100ミリあった場合で、当日の日雨量が80ミリをこえ、時間雨量30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 ○ 前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100ミリをこえ、30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民へ避難準備活動の広報 ○ 必要に応じて、災害対策基本法に基づき避難勧告・指示

第2 初期情報の収集

1 初期情報の収集

危機管理班、情報政策班、コミュニティ推進班及び関係各班は、災害の初期情報の収集活動に努める。

また、情報政策班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。

本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市立コミュニティセンターに各自最も適した交通手段（バイク、自転車、徒歩）で自主集合し、初期情報の収集活動に努める。

- ※ 資料編 6-2 参集途上の被災状況記録票
- ※ 資料編 7-1 被害発生状況連絡票

■初期情報の収集方法

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 班 員	勤務時間内	○ 初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	○ 参集する際に見聞きした内容を報告する。
危機管理班 情報政策班 コミュニティ推進班	○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○ 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。	
関係各班	○ 被災地域の初期状況について、必ず被災地域の現地調査を行う。	

2 被害概況、活動状況の報告

関係各班は、必要に応じて被害概況、活動状況をコミュニティ推進班に報告する。

コミュニティ推進班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理する。また、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

なお、災害当初においては、次の項目のうち①～⑩の情報収集に努める。

■収集項目

① 人的被害	⑧ 交通機関、道路の状況
② 建物被害	⑨ 海上交通の運航・被災状況
③ 火災の発生状況	⑩ ライフライン等生活関連施設の状況
④ 水害・土砂災害等の発生状況	⑪ 応急対策の実施状況
⑤ 避難指示の状況、警戒区域の指定状況	⑫ 県への要請事項
⑥ 避難状況	⑬ その他必要な被害報告
⑦ 災害対策（警戒）本部の設置、配備状況	

第3 被害調査

1 被害の調査

関係各班は、災害の危険性が解消した段階で、行政区等の協力を得て、担当地区別に住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。なお、被害が大規模な場合は、関係機関の協力を得て、ヘリコプターや人工衛星の活用等あらゆる手段を尽くして被害情報を把握するものとする。

なお、被害調査は、「被害の判定基準」による。

また、人的被害（死者、安否不明者、行方不明者）の公表については、「福岡県災害時における人的被害の公表要領」に基づき、県と協議する。

- ※ 資料編 4-6 被害の判定基準

■班別調査の担当及び対象

調査担当班	調査対象
税務班	住家被害
市民班	人的被害
健康づくり班	医療施設被害
地域福祉班	障害者福祉施設被害
介護・高齢者支援班	老人福祉施設被害
環境政策班	廃棄物処理施設被害
商工振興班 ブランド政策班 学研都市づくり班	観光施設被害、商業被害、工業被害
農業振興班 農地政策班	農畜産被害、農畜産施設被害
水産林務班	林業被害、農業土木施設被害、水産被害
都市施設班	市営住宅被害、公園施設被害、駅関連施設等被害
建設班	道路・橋梁被害、河川被害
水道班	水道施設被害
下水道班	下水道施設被害
子ども班 子育て支援班	児童福祉施設被害
教育総務班	教育施設被害
コミュニティ推進班	コミュニティセンター被害
生涯学習班	社会教育施設被害
文化班	文化財被害、文化施設被害
人権・男女共同参画推進班	人権センター及び男女共同参画センター被害
消防本部	危険物施設被害

2 被害調査の提出

関係各班は、被害調査員の地区別調査報告を踏まえ、それぞれの事務分掌に基づく、市域全体の被害確認を行い、地域振興班に報告する。

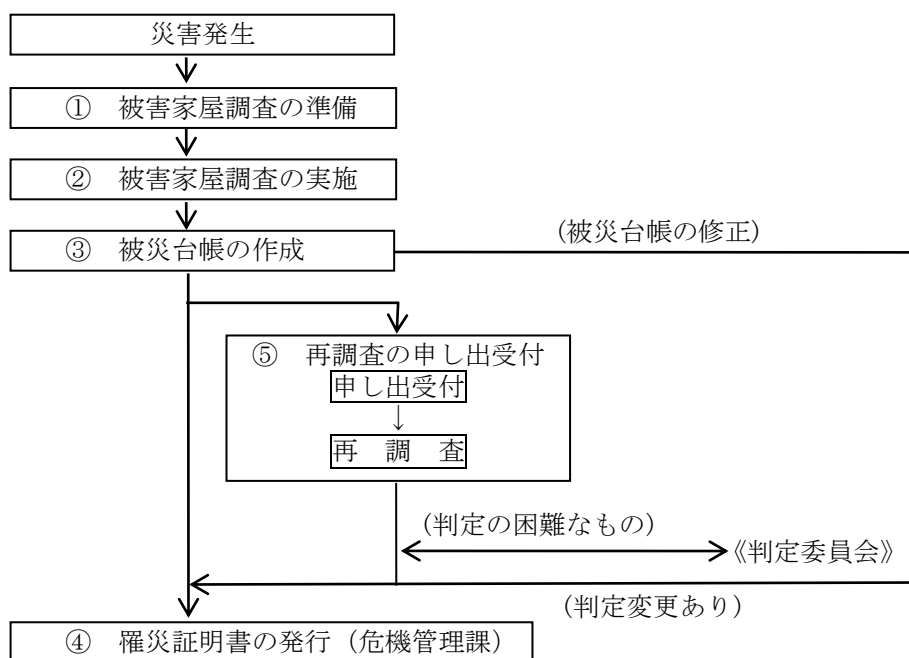
3 住家の調査

税務班は、住家被害認定調査の実施体制を早期に確立し、被災台帳の作成を行う。また、県に家屋被害調査指導員の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。

また、大規模災害時にはGISを活用して、判定結果の妥当性確認、作業の迅速化に努める。なお、行政区長、住民等は家屋被害認定調査に協力し、区内の被害状況や地理を案内する。

- ※ 資料編 7-2 被災台帳
- ※ 資料編 11-1 罹災（被災）証明書交付申請書
- ※ 資料編 11-2 罹災証明書
- ※ 資料編 11-3 被災証明書

■住家被害認定調査フロー



■被害家屋の調査方法

調査方法	調査内容
① 被害家屋調査の準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の速報を基に、次の準備を行う。 ▽ 税務関係職員を中心とした調査員の確保 ※ 市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。 ▽ 調査担当地区と担当調査員の編成表作成 ▽ 調査票、地図、携帯品等の調査備品の準備
② 被害家屋調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害家屋を対象に2人1組で外観目視により調査する。
③ 被災台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、被災台帳を作成する。
④ 罹災証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災家屋の罹災証明書は、被災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、1世帯あたり1枚を原則に発行する。
⑤ 再調査の申し出と再調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。 ○ 申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて被災台帳を修正し、罹災証明書を発行する。 ○ 再調査は、1棟ごとの内部立ち入り調査を行う。 ※ なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。
⑥ 罹災証明に関する広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報誌等により被災者への周知を図る。

第4 災害情報のとりまとめ

情報政策班は、関係各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、本部長に報告する。

また、税務班は、被害調査結果を整理し、罹災証明の基礎資料を作成する。

■留意点

活動期	留意点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握
応急活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体の被害の状況 ○ 各事項の詳細な内容の整理

第5 県、関係機関への報告、通知

1 県への報告

危機管理班は、災害情報を福岡県災害調査報告実施要綱に基づき県に報告する。

※ 資料編 4-5 福岡県災害調査報告実施要綱

※ 資料編 7-4 災害報告事項及び担当課一覧【報告者：市町村長】

2 報告の区分、内容等

緊急を要する総括情報を福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。また、災害の実態像の把握を行った後に、福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。

なお、県に被害状況等の報告ができないときには、消防庁に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合等には、県に加えて直接消防庁にも報告を行う。

■報告の区分、内容、様式

区分	内容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即報)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害発生後、直ちに報告 ○ 報告内容に変化があればその都度報告 	第1号	電話又は ファクシミリ	県
被害状況報告 (即報)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況が判明次第、報告 ○ 以後、毎日10時、15時までに報告 	第2号		
被害情報報告 (詳報)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後、5日以内に報告 	第2号	文書(2部)	
被害情報報告 (確定報告)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急対策終了後、または災害対策本部を解散した日から15日以内に報告 	第3号		

■報告先

県連絡先	福岡農林事務所 総務課	T E L F A X 防災行政無線 T E L 防災行政無線 F A X	735-6121 712-3485 1-78-801-701 1-78-801-760
	糸島保健福祉事務所（保健福祉） 総務企画課	T E L F A X 防災行政無線 T E L	322-3269 322-9252 1-78-815-751
	筑紫保健福祉環境事務所（環境） 総務企画課	T E L F A X 防災行政無線 T E L	513-5581 513-5586 1-78-821-751
	福岡県土整備事務所（前原支所） 庶務課	T E L F A X 防災行政無線 T E L 防災行政無線 F A X	322-2961 324-9255 1-78-815-711 1-78-815-761
	総務部防災危機管理局	T E L F A X 防災行政無線 T E L 防災行政無線 F A X	643-3111 643-3117 1-78-700-7024 1-78-700-7390
総務省消防庁連絡先	T E L F A X 防災行政無線 T E L 防災行政無線 F A X	（平日 9:30～17:45） 応急対策室 03-5253-7527 03-5253-7537 1-79-840-7527 1-79-840-7537	（左以外） 宿直室 03-5253-7777 03-5253-7553 1-79-840-7782 1-79-840-7789

3 関係機関への通知

危機管理班は、災害情報をつとまとめたときは、直ちに、警察署、ライフライン等の関係機関へ通知する。

第6 国への報告

危機管理班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で県に加え国（総務省消防庁）に報告する。

- ※ 資料編 4-4 火災・災害等即報要領
- ※ 資料編 7-3 火災・災害等即報要領（様式）

■消防庁への直接即報基準

災害・事故の種類		直接即報の基準
火災等即報	交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機火災 ○ タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 ○ トンネル内車両火災 ○ 列車火災
	原子力災害 (該当するおそれがある場合を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性物質の漏えい ○ 放射性物質輸送車両の火災 ○ 核燃料物質等運搬中の事故 ○ 基準以上の放射線の検出
	危険物施設災害 (該当するおそれがある場合を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m²程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故・海上、河川への危険物等の流出(防除、回収等の活動を要するもの) ○ 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
救急・救助事故即報	<p>死者及び行方不明者の合計が15人以上発生した救急救助事故で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ○ バスの転落等による救急・救助事故 ○ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ○ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの 	
災害即報	<p>地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)</p>	

第4節 災害広報・広聴活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 災害広報	●			情報政策班 、 関係各班
第2 報道機関への協力要請及び報道対応	●			情報政策班
第3 広聴活動	●			コミュニティ推進班 、 関係各班

第1 災害広報

情報政策班及び関係各班は、各種気象に関する情報のみならず、被災状況・応急対策の実施状況・住民のとりべき措置等について積極的に広報活動を行う。また、災害時の風評による人権侵害を防止するための広報も実施することとする。

なお、広報活動に当たっては、要配慮者に配慮した広報の実施に努めるものとする。

■広報の時期、手段、内容

時期	手段	内容
警戒期 災害発生直後	市防災行政無線 広報車 消防団 現場による指示等 県防災アプリ 県防災メール 市情報メール その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示等の避難情報 ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請
応急対策活動時	市防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙・チラシ ホームページ テレビ・ラジオ等 県防災メール 市情報メール その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食料・飲料水の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

1 報道機関への要請

(1) 放送要請

情報政策班は、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、放送協定に基づき、県を通じて放送要請を行う。

■放送要請の内容

要請先	○ 県、又は緊急やむを得ないときは、日本放送協会福岡放送局（NHK）、RKB毎日放送株式会社（RKB）、九州朝日放送株式会社（KBC）、株式会社テレビ西日本（TNC）、株式会社福岡放送（FBS）、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社の各放送局へ
要請事由	災害が発生し、又は発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合 ○ 事態が切迫し、避難指示や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ○ 通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること
要請内容	○ 放送要請の理由 ○ 放送事項 ○ 放送を行う日時及び放送系統 ○ その他必要な事項

(2) 取材自粛の要請

報道機関に対して指定避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

2 情報提供

情報政策班は、報道機関に対し、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。その際、情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図る。

■記者発表の方法

発表者	内容
本部長、副本部長 又は情報政策課長	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等

第3 広聴活動

1 相談窓口の設置

コミュニティ推進班は、市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、状況に応じて市庁舎等に被災者相談窓口を設置し、関係各班の担当者を配置又は案内する。

2 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

■対応事項

- 搜索依頼の受け付け
- 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- 罹災（被災）証明書及び罹災（被災）届出証明書の発行
- 埋火葬許可証の発行
- 各種証明書の発行
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- 女性相談
- 健康相談
- その他相談事項

第5節 応援要請

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 自衛隊派遣要請依頼等	●			危機管理班 、 関係各班
第2 広域応援派遣要請	●			危機管理班 、 消防本部
第3 要員の確保	●			総務班 、 コミュニティ推進班 、 関係各班
第4 災害ボランティアの受入・支援計画		●		地域福祉班 、 社会福祉協議会
第5 海外からの支援の受入		●		コミュニティ推進班

第1 自衛隊派遣要請依頼等

本部長(市長)は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

ただし、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

■災害派遣の要件

- ① 公共性： 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要がある。
- ② 緊急性： 差し迫った必要がある。
- ③ 非代替性： 自衛隊が派遣される以外に適当な手段がない。

1 派遣要請依頼

危機管理班は、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、自衛隊災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話等をもって県(防災危機管理局)に依頼する。

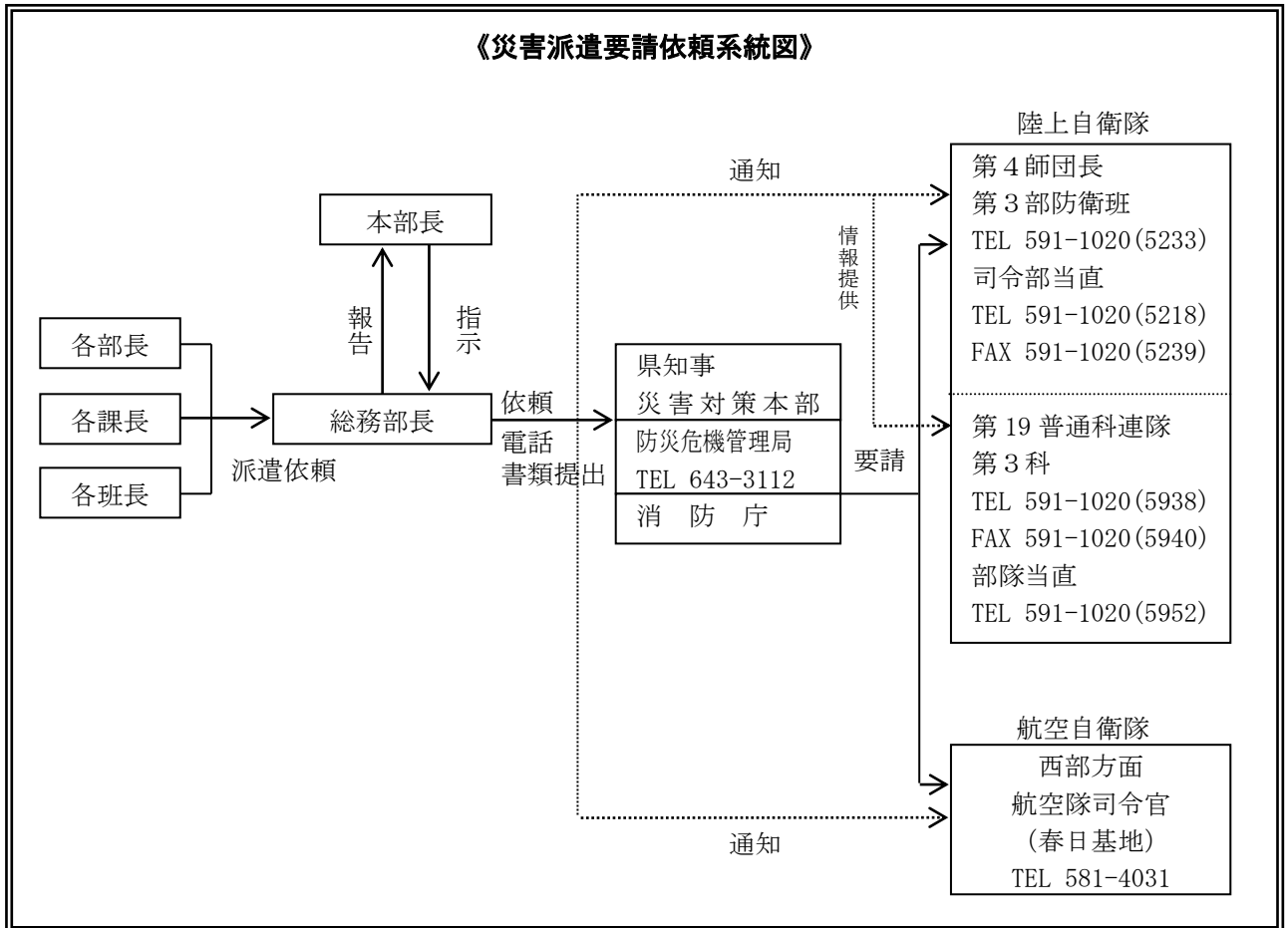
なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

※ 資料編 8-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

■派遣要請依頼の手続き

要請依頼先	○ 県知事(県防災危機管理局) ※ 通信の途絶等により、県知事に依頼できないときは、自衛隊に通知
要請依頼伝達方法	○ 電話又は口頭(事後速やかに文書送付)
要請依頼内容	○ 災害の状況 ○ 派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ その他参考となる事項

■緊急の場合の自衛隊連絡先



※依頼：市長は知事へ自衛隊派遣要請を依頼する。

※通知：県との通信の途絶等により、知事に対して前述の依頼ができない場合、知事の要請を待つとまがないとき

2 活動内容

自衛隊は、次の活動を行う。

■自衛隊の活動内容

- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| ○ 被害状況の把握 | ○ 避難の援助 | ○ 遭難者等の捜索救助 |
| ○ 水防活動 | ○ 消防活動 | ○ 道路又は水路の啓開 |
| ○ 応急医療、救護及び防疫 | ○ 人員及び物資の緊急輸送 | ○ 炊飯及び給水 |
| ○ 物資の無償貸与又は譲与 | ○ 危険物の保安及び除去 | ○ その他 |

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の部隊等の長は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待つとまがないときは、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

4 派遣部隊の受入れ

危機管理班は、自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり受入れ体制を準備する。

■受入れ体制

項目	内容
作業計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業箇所及び作業内容 ○ 作業の優先順位 ○ 資材の種類別保管（調達）場所 ○ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への理解を取りつける。
自衛隊集結地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が指定する場所（小中学校グラウンド等）
連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危機管理班に連絡窓口を一本化する。 ○ 自衛隊からの連絡員派遣を要請する。 ○ 専用電話回線を確保する。

5 臨時ヘリポートの設置

危機管理班は、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時ヘリポートの準備を行う。

※ 資料編 2-12 災害時における臨時離着陸場

6 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担範囲

<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費 ○ 宿泊に必要な土地、建物の経費 ○ 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等 ○ 救援活動実施の際に生じた損害の補償 ○ その他疑義あるときは、市と自衛隊で協議する。

7 撤収要請

市長は、県知事及び派遣部隊長と協議のうえ、県知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を依頼する。

※ 資料編 8-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

第2 広域応援派遣要請

1 他市町村への応援要請

危機管理班は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、消防相互応援協定を締結している市町村に対し、協定に基づき、各種応援を要請する。

(1) 福岡県消防相互応援協定

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他市町村長又は消防長に対し、消防応援を求める。

■ 応援要請の内容

応援要請種別	第一要請	○ 現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
	第二要請	○ 第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請
	航空応援要請	○ 航空応援が、消防本部の活動にとって極めて有効である場合に行う応援要請
応援要請方法		○ 代表消防機関等を通じて消防応援を求める。 ※ 航空応援が必要な場合、消防長が本部長に報告の上、その指示に従って県を通じて要請を行うが、同時に応援先（福岡市消防局）の消防長にも連絡を行うものとする。
県への連絡		○ 本部長又は消防長は、県に応援要請の旨を通報する。

(2) 他協定による応援要請

災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他市町村等に対し、各種応援を要請する。

2 県への応援要請

危機管理班は、市域に災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、知事に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣斡旋を要請する。

■ 県への応援要請の手続き

要請先	県防災危機管理局	
伝達方法	文書（緊急のときは、災害時優先電話等で行い、事後文書送付）	
伝達事項	○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を希望する物資等の品名、数量	○ 応援を必要とする場所・活動内容 ○ その他必要な事項

3 指定地方行政機関等への応援要請

危機管理班は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）に対し、災害対策基本法第29条第2項の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第30条の規定に基づき、その派遣について県知事等に対し、斡旋を求めることができる。

■指定地方行政機関等への応援要請の手続き

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関（斡旋を求める場合は県防災危機管理局）
伝達方法	文書（緊急のときは、災害時優先電話等で行い、事後文書送付）
伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣・斡旋を要請する理由 ○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ 派遣・斡旋を要請する職員の職種別人員数 ○ その他必要な事項 ○ 派遣を必要とする期間

4 緊急消防援助隊

本部長は、県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めたときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、広域航空応援を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、「福岡県における緊急消防援助隊受援計画」（平成24年4月策定）に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう支援体制の確保を図る。

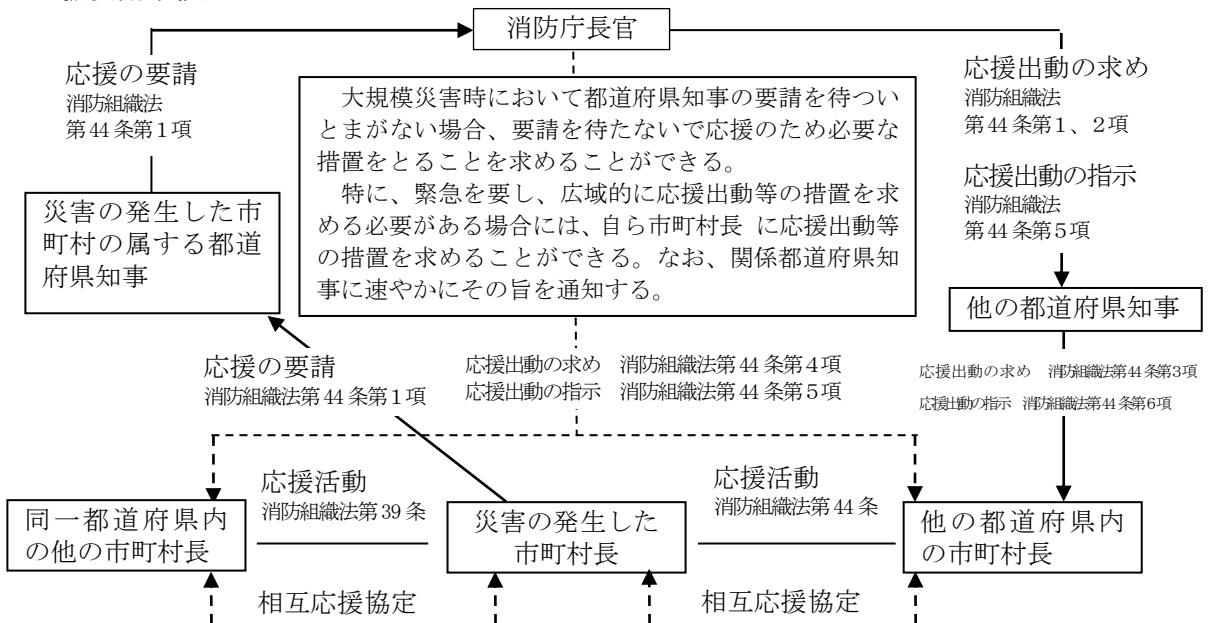
■緊急消防援助隊への応援要請の手続き

要請先	県防災危機管理局
伝達方法	文書（緊急のときは、災害時優先電話等で行い、事後文書送付）
伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生日時 ○ 災害発生場所 ○ 災害の種別・状況 ○ 人的・物的被害の状況 ○ 応援要請日時・応援要請者職氏名 ○ 必要な部隊種別 ○ その他参考事項

■確保すべき支援体制

○ 情報提供	○ 集結及びヘリコプター離着陸場予定場所
○ 通信運用	○ 補給体制

■応援要請系統図



5 応援隊の受入れ・活動支援

(1) 受入れ体制の準備

危機管理班は、応援が確定したときは、受入れ準備を行う。

■受入れ準備

<input type="checkbox"/> 応援隊の活動拠点施設	<input type="checkbox"/> 食料、資機材等の配付準備
<input type="checkbox"/> 応援要員の宿舎場所の斡旋	<input type="checkbox"/> その他

(2) 現場への案内

危機管理班は、関係各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、関係各班が応援者の業務について対応する。

6 応援隊の撤収要請

危機管理班は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議のうえ、撤収要請を行う。

第3 要員の確保

市は、災害応急対策実施のため、市のみで必要な労務を確保できない場合において、労務者の雇用等により必要な人員を確保し、労務供給を図る。

1 労働力の確保

総務班、コミュニティ推進班及び社会福祉協議会等は、次の手段により災害対策のための労働力を確保する。

■労働力確保の手段

種 別	担 当
<input type="checkbox"/> 他対策部への職員動員要請	総務班
<input type="checkbox"/> 災害対策実施機関の関係者等の動員（第5節第2参照）	総務班
<input type="checkbox"/> 民間奉仕団（日赤奉仕団等）、婦人会、自治会等民間団体及びボランティアの協力動員	コミュニティ推進班 （社会福祉協議会）
<input type="checkbox"/> 公共職業安定所による労働者の斡旋	総務班
<input type="checkbox"/> 関係機関等民間業者の応援派遣による技術者等の動員	関係各班
<input type="checkbox"/> 緊急時における従事命令等による労働者等の動員	総務班

2 労務の配分

総務班は、労務供給の円滑な運営を図るため、関係各班が必要とする労務者人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、的確な配分に努める。

3 労働力確保の要請

総務班は、福岡西公共職業安定所に対し、次の事項を明らかにして、必要な労働者の紹介斡旋を依頼する。

■公共職業安定所への要請事項

① 必要労働者数	⑤ 賃金の額	⑨ 労働者の輸送方法
② 男女別内訳	⑥ 労働時間	⑩ その他必要な事項
③ 作業の内容	⑦ 作業場所の所在	
④ 作業実施期間	⑧ 残業の有無	

4 民間団体等への協力要請

関係各班は、必要に応じて、民間団体、民間業者等へ協力要請を行う。

■要請先、内容

要 請 先	内 容 等
民間団体	○ 日赤奉仕団、赤十字ボランティア等に対し、避難誘導の補助、避難所、炊き出し、救援物資支給、清掃、防疫等について被災者の応急救護措置等に関する協力を要請する。
民間業者	○ 販売業者、流通業者、事業所等に対し、食料、生活物資、飲料水、資材置場、車両、資機材、医薬品、仮設住宅用地の提供等の協力を要請する。

5 従事命令等

災害応急対策を実施するための緊急の必要がある場合、又は特に必要があると認めた場合は、命令又は協力命令等を執行し、当該災害応急対策の業務に従事させることができる。

■従事命令等とその執行者

	対象作業	対象者及び物件	執行者	根拠法令	
従事命令	災害応急対策及び救助作業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師、歯科医師、又は薬剤師 ○ 保健師、助産婦、看護師 ○ 土木技術者又は建築技術者 ○ 大工、左官、とび職 ○ 土木業者、建築業者及びその従業者 ○ 地方鉄道事業者及びその従業者 ○ 軌道経営者及びその従業者 ○ 自動車運送事業者及びその従業者 ○ 船舶運送事業者及びその従業者 ○ 港湾運送事業者及びその従業者 	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条 災害救助法第7条	
	災害応急措置	○ 住民又は当該緊急措置を実施すべき現場にいる者	市長 又は自衛官	災害対策基本法第65条	
	災害応急措置	○ その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他の関係者	警察官	警察官職務執行法第4条	
	消防作業	○ 火災の現場にある者	消防職(団)員	消防法第29条第5項	
	水防作業	○ 地域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条	
協力命令	災害応急対策並びに救助作業	○ 住民及び現場付近に居合わせた者	県知事 又は市長	災害対策基本法第71条 災害救助法第8条	
管理命令	災害応急対策作業及び救助作業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院、診療所、助産所 ○ 旅館、飲食店 	県知事 又は市長	災害対策基本法第71条第1項 同法同条第2項 災害救助法第9条	
使用命令	災害応急対策作業及び救助作業	○ 土地、家屋、物資	県知事 又は市長	災害対策基本法第71条第1項 同法同条第2項 災害救助法第9条	
保管命令	災害応急対策及び救助作業	○ 生産業者	○ 保管業者	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条 災害救助法第9条
		○ 集荷業者	○ 輸送業者		
		○ 販売、配給業者			
収用命令	災害応急対策作業及び救助作業	○ 土地、家屋、物資	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条 災害救助法第9条	

注1) 県知事又は県知事の委任を受けた市長は、公用令書をもって執行する。

注2) 県知事又は県知事の委任を受けた市長が、従事命令等（協力命令を除く。）を執行した場合は実費を弁償し、又は損失を補償する。

注3) 執行者は、従事命令又は協力命令により、応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかった者又は死亡した者に対しては、それぞれ損害補償又は扶助金を支給する。

第4 災害ボランティアの受入・支援計画

大規模災害が発生したときには、市、福岡県災害ボランティア連絡会及び糸島市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 市災害ボランティアセンターの設置

地域福祉班は、糸島市社会福祉協議会に対し、ボランティアの受入れ調整組織、活動拠点となる市災害ボランティアセンターの設置、運営を要請する。

市災害ボランティアセンターは、福岡県災害ボランティアセンターと相互に連携の上、日本赤十字福岡県支部、ボランティア関係団体等と連携を図り、活動を展開する。

■災害ボランティア本部の役割

<p>福岡県 災害ボランティアセンター (福岡県災害ボランティア 連絡会、県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の現地災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援 ○ 被災市町村間のボランティアの調整等 ○ 必要に応じて市町村現地災害ボランティアセンターへ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等
<p>市災害ボランティアセンター (糸島市社会福祉協議会、 地域福祉班)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災住民のニーズの把握 ○ 市からの情報等に基づくボランティアニーズの把握 ○ ボランティアの募集、受付、登録 ○ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り ○ ボランティア活動用資機材の確保 ○ ボランティア連絡会議の開催 ○ ボランティアコーディネーターとの連絡調整 ○ 市、県災害ボランティアセンターとの連絡調整 ○ その他ボランティア活動について必要な活動

2 日本赤十字社福岡県支部、NPO・ボランティア等との連携

市災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、現場活動をできるだけ支援する。

3 市のボランティア活動への支援

地域福祉班は、市災害ボランティアセンターの活動に必要な情報を提供するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう、設置・運営について、必要に応じ支援を行う。

■市の市災害ボランティアセンターへの支援

- 市災害ボランティアセンターの場所（登録場所、コーディネーター会議室、事務室、控室）の提供
- 市災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- 資機材等（机、椅子、受付用紙、コピー機、事務用品等）の提供
- ボランティアの飲料水、食料、物資等の調達
- 必要に応じボランティアへの宿泊場所等の確保・提供
- 市職員の派遣
 - ※ 県は市災害ボランティアセンターへの職員派遣について支援を行う。
- 被災状況についての情報提供
- 片付けごみなどの収集運搬
- その他必要な事項

4 連絡調整等

ボランティアの活動支援を必要とする班は、市災害ボランティアセンターに要望等を連絡する。

市災害ボランティアセンターは、地域福祉班及び県災害ボランティアセンターと連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、情報を提供するとともに、活動内容等について調整を行う。

地域福祉班は、県災害対策本部へ情報を提供する。

5 ボランティアへの協力要請

市災害ボランティア本部は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数等のニーズを把握する。また、ボランティアのニーズに関する情報をホームページや福岡県NPO・ボランティアセンター、報道機関等を通じて公表する。

■参加・協力を要請するボランティア団体

- | | |
|----------|-----------------------|
| ○ 赤十字奉仕団 | ○ 大学生等の学生・生徒 |
| ○ 自治会 | ○ 教職員 |
| ○ 青年団 | ○ 災害救助活動に必要な専門技能を有する者 |
| ○ 婦人会 | ○ その他各種ボランティア団体 |

6 ボランティアへの対応

市災害ボランティアセンターは、地域福祉班、糸島市社会福祉協議会及びボランティアコーディネーター等と連携し、ボランティアを必要としている各活動へボランティアを配置する。

関係各班は、各活動地点においてボランティアの対応を行う。

■一般ボランティアの活動分野

- | |
|--------------------------------|
| ○ 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達 |
| ○ 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供） |
| ○ 物資集配拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送） |
| ○ 被災地域外からの応援者に対する地理案内 |

■専門ボランティアの活動内容

- 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- 救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法又は蘇生法指導員等）
- 通訳ボランティア（外国語の堪能な者）
- 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士等）
- 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等）
- 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等）
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

第5 海外からの支援の受入

コミュニティ推進班は、消防本部、県と連携し、海外からの救援隊受入れに際しては、円滑な協力体制の確保に配慮する。

第6節 災害救助法の適用

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 災害救助法の適用申請	●			危機管理班
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告			●	危機管理班 、 関係各班

第1 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用申請

危機管理班は、市域の災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供するとともに、法の適用について協議する。

その場合、次に掲げる事項について口頭、電話又はファクシミリをもって要請し、後日文書により改めて要請する。

■災害救助法の申請事項

<input type="radio"/> 災害発生の日時及び場所
<input type="radio"/> 災害の原因及び被害の状況
<input type="radio"/> 適用を要請する理由
<input type="radio"/> 適用を必要とする機関
<input type="radio"/> 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
<input type="radio"/> その他必要な事項

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市町村からの被害情報に基づき、都道府県が適用する。

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。

本市における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指 標 となる 被 害 項 目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市80世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内2,500世帯以上 かつ市40世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内12,000世帯以上 かつ市多数※	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数※	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	多数※	第1項第4号

注1) ※印の場合は、県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

注2) 住家の滅失世帯数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を標準とするが、半壊（半焼）世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

※ 資料編 4-6 被害の判定基準

3 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、県知事は救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長が行うこととすることができる。

また、市長は、その他の事務についても、県知事が行う救助を補助するものとする。

4 適用申請の特例

市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行う。

その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

5 救助の種類等

災害救助法による救助の種類（救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）は、福岡県災害救助法施行細則によるものとする。

なお、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、県知事と内閣総理大臣の協議により延長することがある。

※ 資料編 4-7 福岡県災害救助法施行細則

※ 資料編 4-8 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

■救助の種類

<input type="checkbox"/> 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与	<input type="checkbox"/> 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
<input type="checkbox"/> 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<input type="checkbox"/> 学用品の給与
<input type="checkbox"/> 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	<input type="checkbox"/> 死体の捜索及び処理
<input type="checkbox"/> 医療及び助産	<input type="checkbox"/> 埋葬
<input type="checkbox"/> 被災者の救出	<input type="checkbox"/> 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
<input type="checkbox"/> 被災した住宅の応急修理	<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅の供与

6 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請できる。適用申請は県知事に対して行うが、期間延長は、救助期間内に行う必要がある。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

市長は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

危機管理班は、関係各班に關係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、これを県知事に報告する。

第7節 救助・救急・消防活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 行方不明者の搜索	●			消防本部 、 危機管理班 、 消防団
第2 救助活動の実施	●			消防本部 、 危機管理班 、 消防団
第3 救急活動の実施	●			消防本部 、 消防団
第4 消防活動の実施	●			消防本部 、 消防団 、 危機管理班

※ 救助・救急・消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第1 行方不明者の搜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として搜索活動を実施する。

1 行方不明者名簿の作成

危機管理班は、警察署と連携し、被災者相談窓口等で受け付けた搜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者名簿を作成する。

なお、行方不明者名簿は、消防本部、警察署及び消防団に提供し連携する。

※ 資料編 10-1 行方不明者名簿

■行方不明者名簿

- 市庁舎に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者が、避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、消防本部、警察署及び消防団にも提供する。

2 搜索活動

消防本部は、行方不明者名簿に基づき、警察署、必要に応じて自衛隊等と協力して搜索活動を行う。

なお、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡する。

第2 救助活動の実施

1 救助情報の収集

(1) 発見者の通報

要救助者を発見した者は、危機管理班、消防本部又は警察等へ通報する。

(2) 要救助情報の収集

消防本部等災害現場に派遣された者は、地域住民等から要救助情報を収集し、危機管理班に連絡する。

危機管理班は、消防本部及び警察署等と連携し、通報された情報を収集し、管理する。

2 救助活動

消防本部は、消防団と連携して救助チームを編成し、要救助情報をもとに災害現場に出動する。

また、市長は災害の規模、状況等に応じて市職員等を配備する。

救助チームは、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、警察署、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

3 応援要請

救助活動が困難なときは、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援や広域応援が必要なときは、県知事に派遣を要請する。

なお、詳細は第5節 「応援要請」を参照。

また、車両、特殊機械器具が必要なときは、県の協力又は建設事業者団体等に出動を要請する。

船舶遭難等の海難が発生した場合は、速やかに第七管区海上保安本部に連絡し、その救助活動には全面的に協力する。

4 市民、自主防災組織及び事業所等の救助活動

市民、自主防災組織及び事業所等は連携して、災害が発生したときは、二次災害の発生に十分注意しながら、市備蓄倉庫及び自主防災倉庫等の救助資機材を活用し、救助活動を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助する。

なお、消防本部及び消防団等の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

第3 救急活動の実施

消防本部は、消防団と連携し、次のように救急活動を行う。

■救急活動の内容

- 救助現場から救護所又は救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。
- 傷病者が多数発生したときは、警察署（第1）、自主防災組織（第2）等に搬送を要請する。
- 市内の搬送先病院で収容できないときは、災害拠点病院等へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

第4 消防活動の実施

1 情報の収集

危機管理班は、消防本部、住民及び警察署等から火災発生等の情報を収集する。

■収集する情報の種類

- | | |
|-------------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 火災の発生状況 | <input type="checkbox"/> 無線通信の状況 |
| <input type="checkbox"/> 行政区、自主防災組織等の活動状況 | <input type="checkbox"/> 使用可能な消防水利の状況 |
| <input type="checkbox"/> 通行可能な道路の状況 | |

2 消火活動

消防本部及び消防団は、次の点に留意して消火活動を行う。

■消火活動の留意事項

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。<input type="checkbox"/> 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。<input type="checkbox"/> 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民の避難を呼びかけ、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行い、安全な方向への避難誘導に努める。<input type="checkbox"/> 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。<input type="checkbox"/> 病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。<input type="checkbox"/> 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ 資料編 2-6 消防機関の化学消防自動車及び化学消火薬剤備蓄状況調

3 活動体制の確立

消防本部及び消防団は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常招集を発令し、非常警備体制を確立する。

また、災害により必要と判断したときは、班員を非常招集し、適切な警備体制を確立する。

4 消防広域応援要請

本部長又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救助事象等が発生した場合、「福岡県消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。また、ヘリコプターが必要な場合は、県知事を通じてヘリコプターの派遣等の要請を行う。

なお、詳細は第5節 「応援要請」を参照。

5 市民、自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生した場合、関係機関への通報及び初期消火活動を行い、消防機関が到着したときは、その指示に従う。

6 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、関係機関への通報、延焼防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 消防署、警察等最寄りの防災機関への通報<input type="checkbox"/> 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動<input type="checkbox"/> 必要に応じて従業員、顧客等の避難<input type="checkbox"/> 周辺住民に対する必要な情報の伝達<input type="checkbox"/> 関係者以外の立入り禁止措置等の実施 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第8節 医療救護活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 医療救護チームの編成	●			健康づくり班
第2 医療救護所の設置	●			健康づくり班
第3 医療救護活動	●			医療救護チーム
第4 後方医療機関の確保と搬送	●			健康づくり班 、 消防本部
第5 医薬品、医療資機材等の確保	●			健康づくり班
第6 被災者の健康と衛生状態の管理		●		健康づくり班 、 環境政策班
第7 心のケア対策			●	健康づくり班

災害や大規模事故が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療器具等の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所で対応できない場合は後方医療として後方医療機関、災害拠点病院で対応する。

第1 医療救護チームの編成

1 医療情報の収集

健康づくり班は、県及び糸島医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

■医療情報の収集内容

- 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
- 避難所、救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、救護所等への交通状況
- その他参考となる事項

2 要請及び出動

健康づくり班は、必要に応じ医療救護チームの出動を要請する。

■医療救護チームの要請事項

- 災害により多数の傷病者が発生した場合、糸島医師会に医療救護チームの出動を要請する
- 災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する
- 医療関係者が自ら必要と認めたときは、要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する

3 医療救護チームの編成

健康づくり班は、多数の傷病者が発生した場合は、糸島医師会に医療救護チームの編成・派遣を要請する。

糸島医師会は、糸島歯科医師会、糸島薬剤師会と連携し編成する。

災害の規模、状況によっては、市外の公立病院その他の応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

■医療救護チームの編成基準

構 成	備考
医師(1~2名)、薬剤師(1名)、看護師(1~4名)、補助員(1名)	運転手(必要に応じ)

■医師会等への伝達・要請事項

<input type="checkbox"/> 災害の種類、規模、発生場所	<input type="checkbox"/> 資機材等の状況
<input type="checkbox"/> 必要とする救護班数	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 救護所の設置場所	

第2 医療救護所の設置

健康づくり班は、次の点に留意し、医療救護所を設置する。

医療救護所は、原則として指定避難所等に設置するが、状況に応じて災害現場に近い市立コミュニティセンター、集会所等の公共施設、一般診療機関にも設置する。

※ 資料編 2-7 指定避難所、指定緊急避難場所

※ 資料編 10-2 医療救護所開設状況報告

■医療救護所設置の留意点

<input type="checkbox"/> 被災傷病者の発生及び避難状況
<input type="checkbox"/> 医療救護チームの配備体制及び医療スタッフの派遣体制
<input type="checkbox"/> 被災地域の医療機関の稼働状況
<input type="checkbox"/> 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
<input type="checkbox"/> 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

第3 医療救護活動

派遣された医療救護チームの活動内容は、次のとおりである。

■医療救護チームの活動内容

<input type="checkbox"/> 負傷者の応急処置
<input type="checkbox"/> 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
<input type="checkbox"/> 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
<input type="checkbox"/> 助産救護
<input type="checkbox"/> 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

■医療機関の活動内容

- 被害情報の収集及び伝達
- 応需情報（診療可能状況）の報告
- 傷病者の検査及びトリアージ
- 重傷患者の後方医療機関への搬送
- 傷病者の処置及び治療
- 助産救護
- 医療救護チーム、医療スタッフの派遣
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

第4 後方医療機関の確保と搬送

1 後方医療機関の確保

健康づくり班は、一般病院等の被災状況と収容可能ベット数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容できる医療機関を確保する。

市内の医療機関で収容困難な重症者は、市外の受入れ可能な医療機関へ搬送する。

- ※ 資料編 2-9 災害拠点病院等
- ※ 資料編 2-10 市内医療機関及び歯科医療機関

2 被災傷病者等の搬送

災害により被災した傷病者等は、次のように搬送を行う。

なお、搬送手段がないときは、市民の協力を得て搬送するか、又は消防団、警察署、後方医療機関へ搬送要請を行う。

また、交通の状況により搬送が救急車等では困難な場合は、県にヘリコプターでの搬送を要請する。

■傷病者等の搬送先と搬送主体

搬 送 先	搬 送 主 体
被災現場から医療救護所、医療機関等へ	消防本部、警察、市、自主防災組織等
医療救護所から後方医療機関へ	医療救護チームを派遣した機関
医療機関から後方医療機関へ	当該医療機関

第5 医薬品、医療資機材等の確保

1 医薬品、医療資機材の確保

健康づくり班は、原則として次のとおり医薬品、医療資機材を確保する。

■医薬品等の調達

- 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する
- 不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療資機材を調達する
- 入手が困難なときは、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する

※ 資料編 2-5 県内の物資（食糧・生活必需品・医薬品等）の備蓄状況

2 血液製剤等の確保

健康づくり班は、輸血用血液及び血液製剤が必要なときは、福岡県赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血を呼びかける。

※ 資料編 2-9 災害拠点病院等

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

糸島保健福祉事務所は、被災地域の避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。

健康づくり班及び環境政策班は、この活動に協力する。

1 生活環境の整備、確認

糸島保健福祉事務所は、台所、トイレ等の衛生管理の徹底、手洗い等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

2 健康状況の把握

糸島保健福祉事務所は、巡回相談等を通じて被災者の健康状況を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

健康づくり班は、糸島保健福祉事務所や医師会等と協議しながら、被災者に対する健診体制を確保する。

3 相談・指導

糸島保健福祉事務所は、健康づくり班の協力を得ながら巡回相談等の場で必要な指導を行う。特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下等への対応を強化し、未然に発生を防止する。

4 医療の確保

医師会を通じて管内医療機関と連携を強化し、医療への依存度の高い慢性疾患患者への医療体制の確保に努めるとともに、県医療指導課を通じて広域の支援体制を確立する。

5 医療情報の提供

健康づくり班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

第7 心のケア対策

健康づくり班は、大規模な災害が発生したとき、又は避難生活が長期化する場合は、福岡県精神保健福祉センター、糸島保健福祉事務所、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安への対策を行う。

また、国が作成した「災害時地域精神保健医療活動ガイドライン」や「災害派遣精神医療チーム（DPA T）活動要領」等を踏まえ、DPA Tを含めた、災害時の被災者に対するこころのケアに適切に対応するための体制整備に努める。

■活動内容

- 原則として精神科救護チームを市災害対策本部に設置する。
- 精神科救護チームは、巡回相談等を行う。
- 精神科救護チームは、プライバシーの保護に配慮し、相談窓口や電話相談などの相談業務を行う。

第9節 交通・輸送対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 交通情報の収集、道路規制	●			<u>コミュニティ推進班</u> 、 <u>水産林務班</u> 、 <u>建設班</u>
第2 道路及び海上交通の確保	●			<u>都市計画班</u> 、 <u>建設班</u> 、 <u>水産林務班</u>
第3 車両等、燃料の確保、配車	●			<u>公共施設管理班</u> 、 <u>水産林務班</u> 、 <u>危機管理班</u>
第4 緊急通行車両の確認申請	●			<u>公共施設管理班</u>
第5 緊急輸送	●			<u>商工振興班</u> 、 <u>公共施設管理班</u> 、 <u>危機管理班</u> 、 <u>関係各班</u>
第6 物資集配拠点の設置		●		<u>危機管理班</u>
第7 臨時ヘリポートの設置	●			<u>関係各班</u> 、 <u>消防本部</u>

第1 交通情報の収集、道路規制

1 情報収集

コミュニティ推進班及び水産林務班は、警察署、第七管区海上保安本部、道路管理者等、港湾管理者、漁港管理者から道路及び船舶の交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、緊急輸送路等の状況把握を図り、関係各班に伝達する。

2 市道の交通規制

建設班は、必要に応じ、道路管理者等として市道の交通規制を実施する。

交通規制に際しては、警察署と密接に連絡をとる。

(1) 相互連携・協力

警察署と連携し、被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に通行の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。

(2) 交通規制の標識等

道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

※ 資料編 10-4 緊急車両以外の車両通行止め標示

(3) 広報

道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及びう回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努める。

■交通規制の区分、内容等

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35法律第105号）第4条
	○ 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長等	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第5条 又は第114条の3
警察官	○ 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条 又は第75条の3
	○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官及び消防職員	○ 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項 及び第4項
道路管理者等	○ 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法（昭和27年法律第180号）第46条

3 海上交通の規制

第七管区海上保安本部は、災害時その規模、態様若しくは海域の状況に応じ、危険防止等のため船舶交通の禁止又は制限及び指導の措置を講じる。

農林水産班は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、漁港施設の使用を制限若しくは禁止し、又は使用等について必要な指導を行う。

また、第七管区海上保安本部と連携し、災害発生時その規模・態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に協議する。

第2 道路及び海上交通の確保

1 緊急輸送路の確保

都市計画班は、道路管理者等と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について、警察署と密接に連絡をとる。

2 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。

市域の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

■緊急輸送道路の指定状況

路線区分	市域の路線
緊急輸送道路（1次）	○一般国道：国道202号、福岡前原有料道路（西九州自動車道）
緊急輸送道路（2次）	○主要地方道：12号前原富士線、49号大野城二丈線、54号福岡志摩前原線、85号福岡志摩線

※ 資料編 2-11 緊急交通路指定予定路線一覧表

3 道路の障害物の除去

建設班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

4 海上輸送路の確保

漁港管理者は、漁港等の施設を点検し、施設の被害情報を把握するとともに、応急復旧などを行い、海上緊急輸送機能を確保する。

また、水産林務班は必要に応じて県、自衛隊、第七管区海上保安本部等の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルート確保に努める。

※ 資料編 2-13 港湾、漁港、避泊港

第3 車両等、燃料の確保、配車

1 車両、燃料の確保

公共施設管理班は、緊急輸送のための車両、燃料を確保する。

(1) 車両、燃料の調達

市有車両を管理し、燃料の調達を行う。

市有車両が不足する場合は、車両の借り上げを行う。

※ 資料編 2-14 市有車両

■車両、燃料の調達

区 分	内 容
市有車両の把握	○ 調達可能な市有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	○ 市有車両で対応が困難なときは、輸送業者等から借り上げる。
燃料の調達	○ 各班の市有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。

(2) 配車

各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、配車する。
車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

2 船舶の確保

水産林務班は、海上輸送による緊急輸送が必要な場合は、漁協、建設事業者団体に協力を要請し、船舶を確保する。

3 県への要請依頼

危機管理班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合、県を通じてヘリコプター、船舶等による輸送を要請依頼する。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の申請

災害対策活動に従事する車両において、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行ったときは、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。

公共施設管理班は、災害対策に使用する車両について、県又は公安委員会（警察署等）に対し所定の書類をもって申請する。

なお、事前届出を申請している車両は、県又は公安委員会（警察署等）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

※ 資料編 10-3 緊急通行車両事前届出書

※ 資料編 10-5 緊急通行車両通行標章

※ 資料編 10-6 緊急通行車両確認証明書

2 緊急通行車両の使用

交付された標章は、車両の助手席側ウィンドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

第5 緊急輸送

商工振興班、公共施設管理班及び関係各班は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員、食料、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。多数の避難所等へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。

危機管理班は、交通の途絶により航空輸送が適切と判断される場合は、県にヘリコプターの出動を要請する。

■緊急輸送の範囲

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○ 後方医療機関へ搬送する傷病者等 ○ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 ○ その他初動応急対策に必要な人員、物資
第2段階	<p>上記第1段階の続行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ○ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 ○ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	<p>上記第2段階の続行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧に必要な人員、物資 ○ 生活必需品

第6 物資集配拠点の設置

危機管理班は、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、又は大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて物資集配拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

第7 臨時ヘリポートの設置

施設を所管する各班は、消防本部と連携して、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。

※ 資料編 2-12 災害時における臨時離着陸場

第10節 避難対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 避難指示等	●			危機管理班 、 情報政策班 、 関係各班 、 消防本部
第2 警戒区域の設定	●			危機管理班 、 関係各班 、 消防本部
第3 避難誘導	●			地域福祉班 、 介護・高齢者支援班 、 子ども班 、 子育て支援班 、 学校教育班 、 消防本部 、 消防団
第4 避難所の開設	●			コミュニティ推進班 、 教育総務班 、 関係各班
第5 避難所の運営		●		避難所運営職員 、 コミュニティ推進班 、 教育総務班 、 危機管理班 、 商工振興班 、 情報政策班
第6 旅行者、滞在者の安全確保	●			ブランド政策班 、 学研都市づくり班

災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合に、市民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させ、また、屋内での待避その他の避難のための安全確保に関する措置をとらせるための避難指示等、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難指示等

1 高齢者等避難

危機管理班は、関係各班、関係機関と連携し、避難を要する地区の住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がいのある人等の避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるように、「高齢者等避難」の発令を行う。

2 避難指示の発令権者

市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生し又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難指示」を発令する。また、災害が発生又は切迫したときは「緊急安全確保」を発令する。

ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまがないとき、又は市長が不在のときは、第3章第1節第5の災害対策本部の運営「1 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）する。

危機管理班は、関係各班、関係機関と連携し、避難指示に関する事務を行う。

■避難指示の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	指示を行う要件	根拠法令	取るべき措置
市長	意志決定代行順位 第1順位：副市長 第2順位：教育長 第3順位：総務部長	災害全般	指示	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ○ 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ○ 急を要すると認めるとき	災対法第60条第1項第3項	県知事に報告 (窓口：防災危機管理局)
			緊急安全確保措置の指示	○ 避難のための立ち退きを行うことにより人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあるとき		
	知事(委任を受けた吏員)	災害全般	指示	○ 上記の場合において、市がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったとき	同上第5項	事務代行の公示
警察官 海上保安官		災害全般	指示	○ 市長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと警察官又は海上保安官が認めるとき、又は市長から要求があったとき	同上第61条第1項	市町村に通知 (市長は知事に報告)

■他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	指示を行う要件	根拠法令
警察官	災害全般	警告	○ 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるなど、危険な状態である場合	警察官職務執行法第4条第1項
	災害全般	・措置命令 ・措置	○ 上記の状況で、特に急を要するとき	
海上保安官	災害全般	・措置命令 ・措置 (船舶、乗組員、乗客等に対するもの)	○ 海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合又は天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であって、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき	海上保安庁法第18条

発令権者	災害種類	実施事項	指示を行う要件	根拠法令
自衛官 (災害派遣時に限る)	災害全般	警告(準用)	○ 警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	自衛隊法第94条第1項
	災害全般	・措置命令(準用) ・措置(準用)	○ 警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	自衛隊法第94条第1項
知事、知事の命を受けた職員 (洪水等は水防管理者を含む)	地すべり	指示	○ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
	洪水・高潮	指示	○ 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

3 避難指示等の区分

避難指示等の意味合いについては、以下のとおり区分する。

■ 避難指示等の区分

区分		発令時の状況	市民等に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	○ 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の要配慮者、特に避難行動に時間を要する者が危険な場所から避難すべき状況	○ 要配慮者、特に避難行動に時間を要する者は、危険な場所から計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備をしたり、自主的に避難を開始
警戒レベル4	避難指示	○ 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、危険な場所から計画された避難場所等へ全員避難行動を開始
警戒レベル5	緊急安全確保	○ 既に災害が発生している又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	○ 既に災害が発生している又は切迫している状況であり、命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。 ※ 市町村が災害発生を確実に把握できるものでないため、災害発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

4 避難指示等の基準

市長が行う避難指示等は、一般的には次のような事象・事態が発生、又は予想され、市民等の生命又は身体に危険及びおそれがある場合を基準として実施する。

■避難指示等を発令する場合の目安

避難指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

なお、発令基準等の詳細については、別に定めた「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」による。

- 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき
- 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき
- 洪水及び土砂災害に関し、別に定める数値基準等（下表）に達し、河川管理者等からの情報（水位上昇速度、雨量状況等）を考慮して必要と認められるとき
- 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき
- 地すべり、がけ崩れ、土石流等により建物等に影響するおそれがあるとき
- 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき
- 延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき
- ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき
- その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

■避難の種類及び発令基準（洪水）

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第14条）については、避難判断水位（水防法第13条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

種 類		水位周知河川	左記以外の中小河川、及び内水氾濫
対象河川		雷山川、瑞梅寺川	左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、及び水路等
警戒レベル3	高齢者等避難	・基準観測点の水位が避難判断水位に達した場合	
		・洪水警報の危険度分布で、「警戒」（赤）が表示された場合 ・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
警戒レベル4	避難指示	・基準観測点の水位が氾濫危険水位に達した場合	・基準観測点の水位が氾濫危険水位相 当に達した場合 ・近隣で浸水が拡大したとき
		・洪水警報の危険度分布で、「危険」（紫）が表示された場合 ・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・瑞梅寺川においては、瑞梅寺ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合	

警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報の危険度分布で「災害切迫」(黒)が出現した場合 ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生により決壊の恐れが高まった場合
--------	--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ※ 資料編 1-4 重要水防箇所(河川)
- ※ 資料編 1-5 災害危険河川区域
- ※ 資料編 1-17 市指定災害予想危険箇所

■避難の種類及び発令基準(土砂災害)

土砂災害(特別)警戒区域については、避難指示等の発令基準に達した場合、気象台と県による土砂災害警戒情報、福岡県土砂災害危険度情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報及び土砂災害の前兆現象等を参考に発令区域を特定して避難指示等を発令する。

■土砂災害の避難指示等の発令基準

種類		土砂災害のおそれのある区域の状況
警戒レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ「福岡県土砂災害危険度情報」で「警戒(赤)」となった場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・「福岡県土砂災害危険度情報」の予想で、「非常に危険(うす紫)」となった場合 ・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 ・土砂災害の発生が確認された場合

- ※ 資料編 1-8 砂防指定地指定箇所
- ※ 資料編 1-9 地すべり防止区域
- ※ 資料編 1-10 急傾斜地崩壊危険区域
- ※ 資料編 1-11 土砂災害(特別)警戒区域
- ※ 資料編 1-12 山腹崩壊危険地区
- ※ 資料編 1-13 崩壊土砂流出危険地区
- ※ 資料編 1-14 市指定災害予想危険箇所

5 指定行政機関の長等による助言

市長は、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理

していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

6 避難指示等の伝達

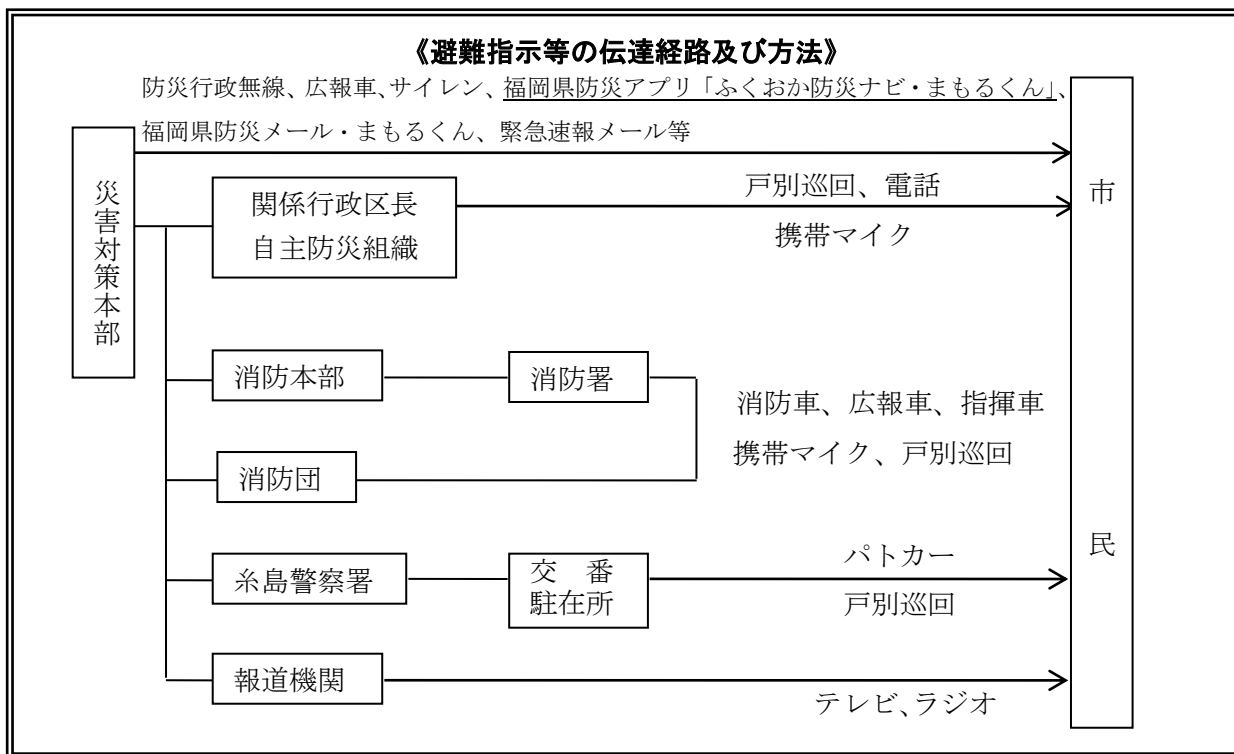
危機管理班及び情報政策班は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかに避難指示等を市防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

また、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するよう努める。

■避難指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	危機管理班及び関係各班	防災行政無線、広報車、消防団等、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、福岡県防災メール・まもるくん、福岡県庁LINE公式アカウント、情報メールいとしま、緊急速報メール等
	各施設管理者、自主防災組織等	館内放送、口頭、ハンドマイク等
伝達事項	○ 避難対象地域 ○ 避難先 ○ 避難経路	○ 高齢者等避難、避難指示の理由 ○ 注意事項（戸締まり、携行品）等



7 県・関係機関への報告、要請

危機管理班は、避難指示等が発令された場合は、速やかに県、警察署及び関係機関等にその旨を報告し、必要に応じ協力を要請する。

■連絡先

報 告	県知事（県防災危機管理局）
協 力 要 請	警察署等
避 難 所 開 設	コミュニティ推進班（避難所運営職員）、教育総務班、避難施設管理者等

8 解除とその伝達、報告

市長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難指示等を解除する。
危機管理班及び情報政策班は、避難所運営者と連携し、避難所に避難している対象者に伝達する。

また、解除後は速やかに県、警察署及び関係機関等に報告する。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

(1) 市長は、災害が発生し、又は発生しようとしているときで、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。

危機管理班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。

また、本部長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長の職権を行った場合、その旨を本部長に通知するものとする。

なお、警戒区域の設定に伴い、立入禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金又は拘留（災害対策基本法第116条第2項）、又は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（水防法第53条）に処される。

(2) 市長は、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該設定に関する事項について、助言を求めることができる。

なお、市長は、これらの機関との発災時の連絡体制について、あらかじめ市防災計画に定めておく等、十分な連携を図る。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
市長	意志決定代行 順位 その他の 委任市職員	災害 全般	○ 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本 法 第63条第1項
	警 察 官 海上保安官	災害 全般	○ 上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	同上 第2項

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
	自衛官	災害全般	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき	同上 第3項
	知事（委任を受けた吏員）	災害全般	○ 市がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったとき	同上 第73条
消防長 消防署長		火災 その他	○ ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防法 第23条の2第1項
	警察署長	火災 その他	○ 上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	同上 第2項
消防吏員 消防団員		火災	○ 火災の現場	消防法 第28条第1項
	警察官	火災	○ 上記の場合において、消防吏員又は消防団員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	同上 第2項
消防吏員 水防団長 水防団員		水害	○ 水防上緊急の必要がある場所	水防法 第21条第1項
	警察官	水害	○ 上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防吏員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	同上 第2項

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、市民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の市民等及び関係機関に伝達する。

4 解除とその伝達

本部長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

危機管理班及び情報政策班は、関係各班、関係機関と連携し、その旨避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第3 避難誘導

1 危険地域の避難誘導

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて安全な最寄り避難所等まで行う。

なお、避難は原則として徒歩とする。ただし、避難者の生命の安全を図るため、移送を必要とするときは、車両及びその他の方法による。

また、市は要配慮者に対して優先的に避難誘導・移送を行うものとする。

■避難誘導の対象、担当

対 象	担 当
市 民	○ 消防本部、消防団 ※在宅の要配慮者は、自主防災組織等の協力により行う。
教 育 施 設	○ 教職員、学校教育班
保 育 施 設	○ 保育所職員、子ども班、子育て支援班
福 祉 施 設	○ 施設管理者、地域福祉班
事 業 所 等	○ 施設の防火管理者及び管理責任者等

※災害の規模、状況に応じて警察署、消防本部、消防団へ協力を得る。

2 避難者の携帯品等

携帯品等は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとし、次を目安とする。

■携帯品等の目安

○ 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
○ 食料、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、マスク、消毒液、体温計等
○ 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等

3 避難行動要支援者の誘導

地域福祉班及び介護・高齢者支援班は、災害初期の緊急措置として、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請し、避難行動要支援者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

第4 避難所の開設

1 避難所の開設

避難所は、原則的に本部長が指定避難所のうちから選定する。

避難所の開設は、基本的に施設管理者が行うが、緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設所管課が実施する。

また、本部長が開設しない場合であっても、災害の危険があると判断される場合は、状況に応じて応急的に施設管理者等が開設することができる。

なお、災害救助法による避難所の供与は、福岡県地域防災計画等を参照する。

※ 資料編 2-7 指定避難所、指定緊急避難場所

2 避難所の追加指定

避難所の不足が生じた場合は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時に指定避難所として位置づけることができるものとする。

また、市域の避難所では収容力が不足するときは、県又は近隣市町村へ避難所開設を要請する。

3 自主避難への対応

市が開設する指定避難所への避難とは別に、市民が自主避難するときは、行政区等で開設する公民館等を使用する。

4 避難者の受入れ

避難所の開設時に、すでに避難者があるときは、一時的に広いスペースに誘導する。その後、要配慮者とその他避難者のスペースを確保、決定し、それぞれ受入れる。

■避難者の受入れ事項

- 収容スペースへの案内
- 避難者の把握（居住地域、避難者数等）
- 災害情報等の収集及び本部への伝達

5 避難所内事務室の開設

避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、運営の拠点とする。

なお、事務室には、避難者カード、事務用品等を事前に準備する。

6 避難所開設の報告

避難所開設の報告を受けた危機管理班は、県に対し、次の報告を行う。

■避難所開設の報告事項

- 避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び収容人数
- 開設予定期間
- 避難対象地区名（災害危険箇所名等）

第5 避難所の運営

1 運営担当

避難所の運営は、災害初期では避難所運営職員が担当する。

※ 避難所運営職員とは、市職員のうちからあらかじめ指名を受けた者

ただし、避難所生活が長期化するときは、避難所の運営は、避難所生活における知見やノウハウを有する自主防災組織、ボランティアの協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行うように努める。

また、避難所運営については、多様な性のニーズの違いや妊産婦、乳幼児、高齢者、障がいの

ある人、外国人など多様な視点に配慮した運営を行う。

2 避難者カード・名簿の作成

避難所運営職員は、避難者カードを配り世帯単位で記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し、保管するとともに、コミュニティ推進班に報告する。

- ※ 資料編 9-1 避難者カード
- ※ 資料編 9-2 避難者名簿

3 市、施設管理者の措置

市は、避難所開設時には、あらかじめ定める指定避難所に避難所運営職員を配置し、避難所運営を統括させるとともに、通信の確保等を行う。それ以外の避難所にあつては、施設管理者がその任にあたる。

■統括者の運営措置

- 統括者は、避難所との通信、広報手段を確保する。
- 統括者に避難者名簿、避難所運営記録、避難者ニーズ調査結果等を定時報告させ、関係各班、ボランティアセンターに対して、各避難所への支援活動、物品等の供給を要請する。
- 統括者は、避難所の管理体制を確立する。
 - 避難者への開放区域、授乳室、避難所事務室等の設定
 - 避難者名簿、避難所運営記録の作成
 - 避難者の把握及び報告（特に、要配慮者に注意し、病人や特別の介護を要する者がいるときは直ちに地域福祉班又は介護・高齢者支援班、健康づくり班に報告する。）
 - 避難所自治組織の結成、運営方針、ルールづくりの支援
 - 館内放送、情報等の掲示等
 - 供給物資等の受領、保管
 - 避難所における事業等への協力

4 教職員の協力

教職員は、学校に避難所が開設された場合、原則として避難所運営業務に協力する。

5 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所運営職員は、行政区ごとに居住区域を設定するよう努める。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

■協力要請事項

- 市からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 防疫活動等への協力
- 物資の配布活動等の補助
- 施設の保全管理
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ

6 避難所の自主運営管理体制の確立

行政区長、自主防災組織、住民等は、避難所運営職員等に協力して、避難所自治組織を設立す

るとともに、避難所自治組織の班長を選出し、班長の下で、主に次の事項について避難所運営をサポートする。

■行政区長、自主防災組織、住民等の協力措置

- | | |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 運営方針、生活ルールの決定 | <input type="checkbox"/> 避難者のニーズ調査、統括者への報告 |
| <input type="checkbox"/> 食料、物資の配布、炊き出し協力 | <input type="checkbox"/> ごみの管理、施設・トイレの清掃等 |
| <input type="checkbox"/> 避難者への広報の伝達（呼びかけ、チラシの配布等） | <input type="checkbox"/> 秩序の保持 |

7 食料、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所運営職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を商工振興班に請求する。物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者に配分する。

8 避難所等の警備

避難所運営職員等は、避難所自主運営組織と連携して、避難所内及びその周辺の巡回を行い、避難者等の安全を確保する。

地域振興班は、自主防災組織等に対し、避難所及び被災地域における警備・防犯活動への協力要請と広報を行う。

9 運営記録の作成、報告

避難所運営職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、危機管理班へ報告する。傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

- ※ 資料編 9-3 避難所運営記録
- ※ 資料編 9-4 物品の受払簿（避難所用）
- ※ 資料編 9-5 避難所設置及び収容状況

10 広報

危機管理班及び情報政策班は、避難所にて避難者への広報を行う。広報に当たっては、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報が避難者に正確に伝達されるような方法をとる。

また、必要に応じて、手話通訳や外国語通訳等のボランティアを避難所に派遣するなど、要配慮者で情報の入手が困難な避難者に十分配慮した広報を行う。

■避難所における広報の方法

- | |
|-----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 災害広報紙の掲示、配布等 |
| <input type="checkbox"/> 避難所運営組織による口頭伝達 |

11 長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

■長期化への対策事項

- グループ分け
- 共同利用する器具、場所等に関する生活ルールの確立
- 冷暖房器具、洗濯機等の生活機材の確保
- 仮設トイレ、入浴施設、ごみ箱等の設置による良好な衛生状態の確保
- 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等
- 多様な性のニーズの違い等多様な視点に配慮
- ボランティア等支援スタッフの確保
- 避難所のパトロール等
- 福祉避難所の開設の検討と要配慮者の移送・誘導等
- 応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅・民営賃貸住宅・空家等利用可能な既存住宅の斡旋

12 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

13 帰宅困難者対策

公共機関が運行を停止し、自力で帰宅することができない帰宅困難者が大量に発生した場合には、市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて一時滞在施設の確保等の支援を行う。一時滞在施設の運営管理に当たっては、多様な性のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努めるものとする。

第6 旅行者、滞在者の安全確保

ブランド政策班及び学研都市づくり班は、交通機関の管理者等と連携し、道路、鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、旅行者等の滞留者に対し、各種支援を行う。

1 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所へ誘導し、安全を確保する。

また、市、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2 施設等の提供

滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、又は危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導する。

滞在施設の運営に当たっては、多様な性のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努めるものとする。

第11節 要配慮者（避難行動要支援者）対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				〔文字囲〕は主担当、斜字は副担当	
第1 安全確保、安否確認	●			地域福祉班、	介護・高齢者支援班
第2 避難所での応急支援		●		地域福祉班、	介護・高齢者支援班
第3 福祉避難所等の確保、移送		●		地域福祉班、	介護・高齢者支援班
第4 要配慮者への各種支援			●	地域福祉班、	介護・高齢者支援班
第5 福祉仮設住宅の供給			●	都市施設班、	都市計画班
				地域福祉班、	介護・高齢者支援班
第6 福祉仮設住宅での支援			●	地域福祉班、	介護・高齢者支援班
第7 外国人への情報伝達等			●	コミュニティ推進班、	情報政策班

要配慮者とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。

具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者（児）、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人、人工透析者などである。

第1 安全確保、安否確認

1 安全確保

地域福祉班、介護・高齢者支援班及び危機管理班は、災害初期の緊急措置として、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請し、各要配慮者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

なお、市は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用する。

※ 資料編 2-8 要配慮者利用施設

2 安否確認

地域福祉班、介護・高齢者支援班及び危機管理班は、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、要配慮者の安否確認を行う。

安否確認は、避難行動要支援者名簿の情報を活用し、次の方法で名簿を作成し、実施する。

■安否確認の方法

<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の調査に基づく報告 ○ 民生委員・児童委員の調査に基づく報告 ○ 福祉関係団体等の調査に基づく報告 ○ 避難者名簿に基づく報告 ○ 糸島保健福祉事務所その他関係機関の調査に基づく報告 ○ 一人暮らし高齢者の緊急通報装置による確認報告又は市が名簿により直接確認 ○ 障がいのある人（世帯）、一人暮らし世帯の高齢者世帯等に対し、市が名簿により直接確認

3 災害により新たに発生した要配慮者（避難行動要支援者）に関する対策

災害の発生に際しては、避難行動要支援者名簿に登録された要配慮者に加え、平常時から福祉サービスの提供を受けている者や災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることに鑑み、市は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

(1) 要配慮者を発見した場合については、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

- 避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
- 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
- 保護者を亡くした児童の里親等への委託
- 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握

(2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

4 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、避難行動要支援者ごとに、避難支援関係者や避難場所・避難経路等について定めた個別避難計画の作成に努めなければならない。

第2 避難所での応急支援

地域福祉班及び介護・高齢者支援班は、避難所運営職員等を通じて、避難所の要配慮者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

■避難所の要配慮者への支援内容

ケアサービスリストの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド ○ パーティション（間仕切り） ○ 車椅子、紙おむつ、障がい者用携帯トイレ等

要配慮者専用 スペースの確保	<input type="checkbox"/> 少人数部屋への割り当て <input type="checkbox"/> 冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	<input type="checkbox"/> ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	<input type="checkbox"/> 掲示板の設置、手話通訳の派遣 <input type="checkbox"/> ボランティアによる個別情報伝達

第3 福祉避難所等の確保、移送

1 福祉避難所等の確保

地域福祉班及び介護・高齢者支援班は、要配慮者が避難所や在宅で介護等が困難で必要と認めるときは、福祉避難所等を確保する。または、市内福祉施設等に緊急受入れを要請する。

■福祉避難所の確保

- あらかじめ指定した福祉避難所の確保（原則として畳がある施設）
- 不足するときは、県と協議し、社会福祉施設等に特別受入れ要請

2 福祉避難所等への移送

地域福祉班及び介護・高齢者支援班は、福祉避難所等が確保されたときは、家族等の付添人及び自主防災組織等の支援を得て、速やかに要配慮者を移送する。

なお、特に必要があると認めるときは、協定締結法人により、移送を行うことができる。

第4 要配慮者への各種支援

地域福祉班及び介護・高齢者支援班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の要配慮者に対し、次のような支援を行う。

■在宅等の要配慮者への支援内容

- 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障がいのある人向けの広報活動等
- 保健師等によるケア

第5 福祉仮設住宅の供給

都市施設班及び都市計画班は、地域福祉班及び介護・高齢者支援班と連携し、県と協議のうえ必要と認めるときは、要配慮者向けの福祉仮設住宅を建設、供給する。

建設、供給においては、次の点に留意する。

■供給の留意点

- 要配慮者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 要配慮者の程度に応じた優先的な入居の配慮

第6 福祉仮設住宅での支援

地域福祉班及び介護・高齢者支援班は、糸島保健福祉事務所及び福祉関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

■福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- 全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣等

第7 外国人への情報伝達等

市は、県と協力し、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

1 外国人への情報提供

情報政策班は、県、FM放送局と連携し、多言語による緊急情報（避難指示等）の提供を行う。

2 外国人の支援

コミュニティ推進班は、県、警察署、国際交流協会、NPO・ボランティア等と連携し、市内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。

また、外国人及び関係者に県が実施する（公財）福岡県国際交流センターでの外国人県民相談、インターネット、FM放送などによる多言語での情報提供メディアを広報する。

さらに、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができるボランティアを確保する。

第12節 安否情報の提供

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				(文字囲は主担当、斜字は副担当)	
第1 情報収集		●		危機管理班、	コミュニティ推進班
第2 照会を行う者		●		危機管理班、	コミュニティ推進班
第3 照会手順		●		危機管理班、	コミュニティ推進班
第4 提供できる情報		●		危機管理班、	コミュニティ推進班

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

第1 情報収集

- 1 市は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。
- 2 市は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

第2 照会を行う者

照会を行う者（以下、「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- 1 被災者の同居の親族（親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。）
- 2 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- 3 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

第3 照会手順

- 1 照会者は、市長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - (1) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - (2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - (3) 照会をする理由
- 2 照会者は1（1）の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者

証明書、在留カード、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定するもの）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市が適当と認める方法によることができる。

第4 提供できる情報

市は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

- 1 第2の1の者 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 第2の2の者 被災者の負傷又は疾病の状況
- 3 第2の3の者 被災者について保有している安否情報の有無
- 4 1～3の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報
- 5 1～3の区分にかかわらず、県及び市が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

第13節 生活救援活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 飲料水の確保、供給	●			水道班 、 業務班 、 下水道班
第2 食料の確保、供給	●			商工振興班 、 農業振興班 、 避難所運営職員 、
第3 炊き出しの実施、支援		●		子ども班 、 子育て支援班 、 学校教育班
第4 生活物資の確保、供給	●			商工振興班 、 避難所運営職員
第5 救援物資の受入れ等		●		危機管理班 、 地域福祉班
第6 物資の受入れ、仕分け等		●		危機管理班 、 地域福祉班

第1 飲料水の確保、供給

1 水源の確保

水道班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、被害状況を把握するとともに、次のような措置により応急給水のための水源を確保する。

■確保する水源

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 浄水施設等 | <input type="checkbox"/> 民間の井戸 |
| <input type="checkbox"/> 飲料用浄水装置の活用 | |

2 給水需要の調査

業務班は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。

■把握する内容

- | | |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 断水地区の範囲 | <input type="checkbox"/> 避難所及び避難者数 |
| <input type="checkbox"/> 断水地区の人口、世帯数 | <input type="checkbox"/> 給水所の設置場所 |

3 給水活動の準備

水道班は、給水需要に基づき、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備事項

活動計画作成	○ 給水方法 ○ 人員配置	○ 給水量 ○ 広報の内容・方法	○ 資機材の準備 ○ 水質検査等
給水目標 (1人1日当たり)	○ 飲料水の確保が困難なとき	3ℓ (飲料水)	
	○ 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	14ℓ (飲料水+雑用水) ※雑用水：洗面、食器洗い	
	○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20ℓ (飲料水+雑用水+洗濯用水)	
	○ 上記の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35ℓ (飲料水+雑用水+洗濯用水+入浴用水)	
資機材などの確保	○ 保有する車両及び資機材を使用する。 ○ 不足するときは業者から調達する。		
応援要請	○ 市単独で飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、福岡地区水道企業団、近隣市町村及び県に応援を要請する。		

4 給水活動

水道班は、原則として避難所等に給水所を設置し、被災者への給水を行う。

給水所では、避難所運営職員等の協力を得て、市民が自ら持参した容器により給水を行う。容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応援機関の協力を得て、浄水施設や飲料水兼用耐震性貯水槽等から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

※ 資料編 2-4 市町村給水車及び給水タンク保有状況

(2) 井戸の活用

民間井戸等が利用できるときは、所有者に協力を要請し、使用する。

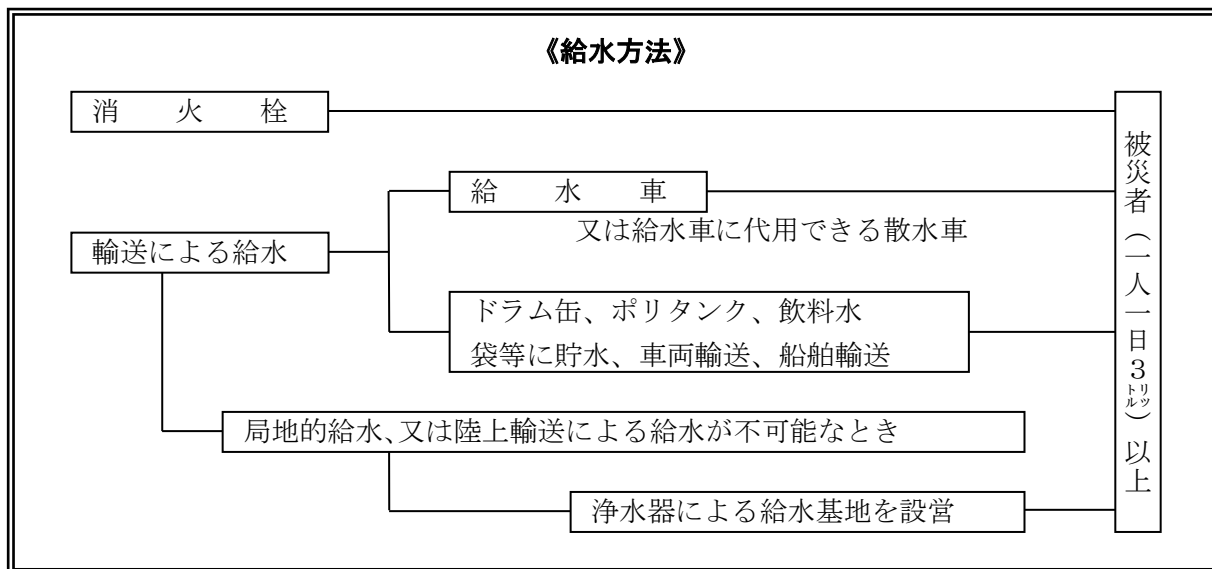
なお、井戸は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。

(3) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間を要するときは、状況により仮配水管等の設置を行う。

5 広報

水道班は、業務班、下水道班と連携し、給水所の場所、給水の日時、方法等の広報を行う。



第2 食料の確保、供給

1 食料供給の対象者等

食料は、次の者を対象に、弁当、パン又は米飯の炊き出し等により供給する。
 また、給食は、要配慮者に対し、優先的に実施する。
 なお、災害救助法による食料の供給等は、福岡県地域防災計画等を参照する。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、指定避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- 食糧の供給機能が混乱し、通常の調達が可能とならなかった者
- 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

2 需要の把握

商工振興班は、食料の需要について、関係各班からの情報を通じて把握する。

■需要の把握

対 象 者	担 当
○ 避難所	コミュニティ推進班、避難所運営職員
○ 住宅残留者	コミュニティ推進班（自主防災組織等の協力による）
○ 災害応急対策活動の従事者	危機管理班

3 食料の調達

(1) 業者からの調達

商工振興班は、関係各班の需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、食料品業者などから調達する。

必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。

■供給品目

- | |
|--------------------------------------|
| ○ 主食：炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等 |
| ○ 副食：即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等 |
| ○ その他：高齢者や乳幼児等要配慮者のニーズに配慮した食品 |

※ 資料編 2-5 県内の物資（食糧・生活必需品・医薬品等）の備蓄状況

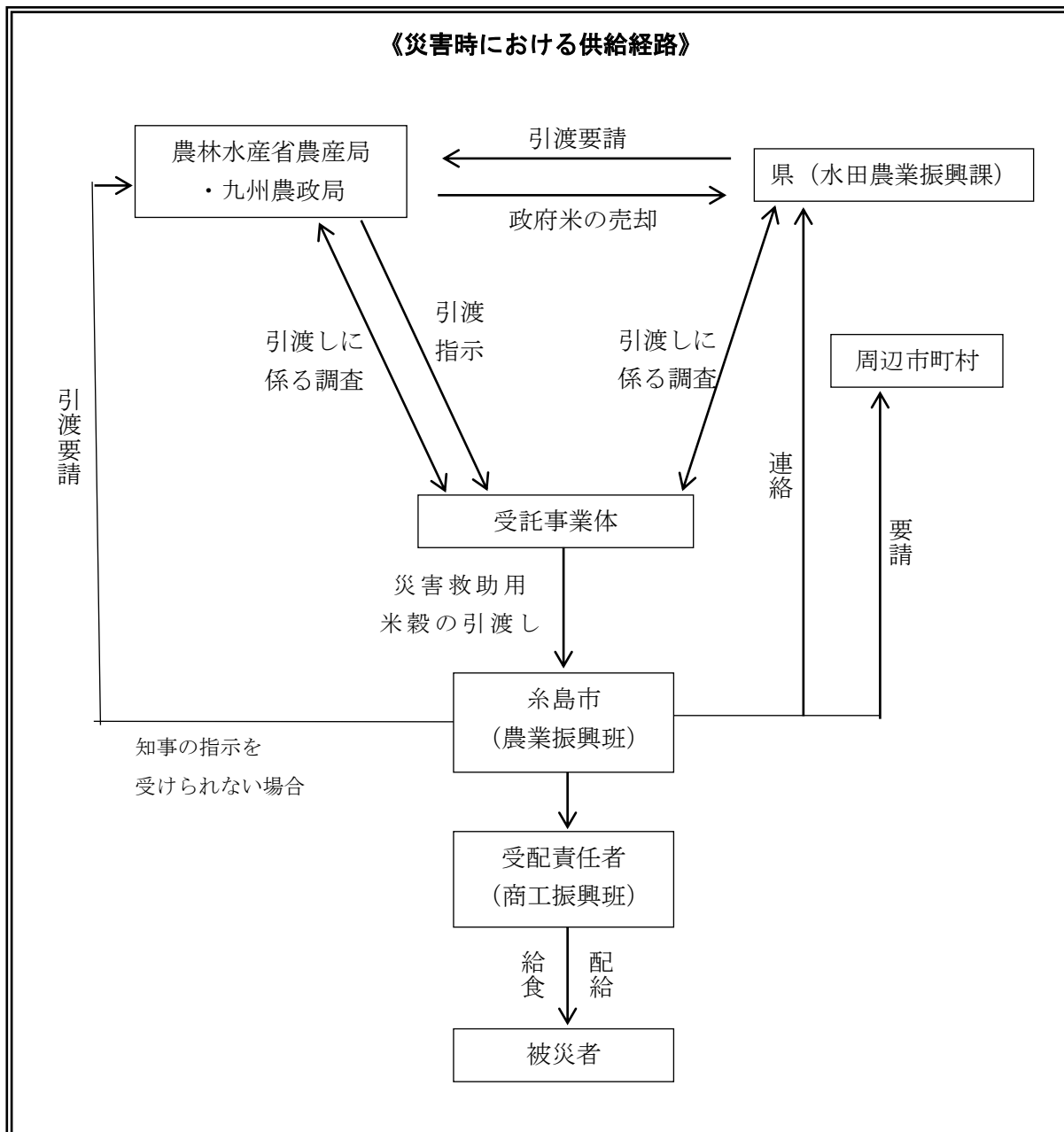
(2) 国の米穀等の調達

農業振興班は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要なときは、米穀の供給を県に要請する。米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、九州農政局又は倉庫の責任者から調達する。

なお、手続きは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による。

■国の米穀等の調達要請

- | |
|------------------------------------------|
| ○ 農林水産省農産局及び九州農政局を通じて、米穀届出事業者に米穀の売り渡しを要請 |
| ○ 農林水産省農産局及び九州農政局に対し米穀の調達を要請 |
| ○ 農林水産省農産局及び九州農政局を通じて自衛隊保有の乾パン等の放出を要請 |



4 食料の輸送・配分

(1) 食料の輸送

商工振興班は、原則として調達業者に供給先（避難所、炊き出し施設等）の指定地まで食糧の輸送を依頼する。

なお、調達先は極力一括要請とする。

食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、市職員が公用車を利用し、又は商工振興班が輸送業者に要請して輸送する。

(2) 食料の配分

食料は、原則として避難所で供給する。避難所運営職員は、避難者、ボランティア等の協力を得て配布する。

5 食料の保管

調達した食料の保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点に保管する。

※ 資料編 9-4 物品の受払簿（避難所用）

第3 炊き出しの実施、支援

1 炊き出しの実施

教育総務班は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、炊き出しを行う。

また、自主防災組織等は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。

2 炊き出しの方法

炊き出しの方法は、次のとおりである。

■炊き出しの方法

- 炊き出し場所は、状況に応じて避難所となる学校の調理室、合同調理場、市立コミュニティセンター等を使用する。
- 不足する調理器具、燃料、食材等は業者から調達する。
- 状況に応じて自衛隊、ボランティア等に協力を要請する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

第4 生活物資の確保、供給

1 生活物資供給の対象者等

(1) 生活必需品等の供給は、その欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者に対し優先的に実施する。

(2) 生活物資供給の対象者、品目は、次のとおりである。

なお、災害救助法による生活物資の供給等は、福岡県地域防災計画等を参照する。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■供給品目

- 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服、下着の類等）
- 身廻品（タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類）
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁、ガス器具等の類）
- 食器（茶碗、汁碗、皿、はし等の類）

- 保育用品（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ロウソク、簡易コンロ等）
- 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、バケツ、トイレットペーパー等の類等）
- 生理用品
- その他

2 需要の把握

商工振興班は、生活物資の需要について、食料と同様に、関係各班からの情報を通じて把握する。

3 生活必需品の調達

商工振興班は、物資供給協定を締結している企業等から生活必需品を調達する。なお、業者だけでは不足するときは、県、日赤福岡県支部又は県内市町村に対して物資の供給を要請する。

※ 資料編 2-5 県内の物資（食糧・生活必需品・医薬品等）の備蓄状況

4 生活物資の輸送・分配

(1) 生活物資の輸送

商工振興班は、原則として調達業者に避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。

この場合、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、市職員による直接的な調達・配送活動は管理上の必要を除いて最小限にとどめる。

(2) 生活物資の分配

生活物資は、原則として指定避難所で供給する。避難所運営職員は、避難者（班長）、ボランティア等の協力を得て配布する。

5 生活物資の保管

調達した生活物資の仕分け、保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点で行う。

第5 救援物資の受入れ等

危機管理班及び地域福祉班は、県と連携し、救援物資の受入れを希望する品目をとりまとめ、報道機関等を通して公表する。

1 受入れ

受入場所は、あらかじめ指定する物資集配拠点とする。

物資提供の申し出に対し、次のことを確認のうえ受入れる。また、受入れに際しては、物資の仕分けに手間がかからないよう留意する。

■供給対象者への確認事項

- 品目、数量
- 輸送ルート
- 輸送手段
- 到着予定日時

2 受入れ・仕分け

救援物資は、物資集配拠点で受入れ、ボランティア等と協力して、仕分け、保管する。

受入れ・輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受入れ日時等）を確認する。

第6 物資の受入れ、仕分け等

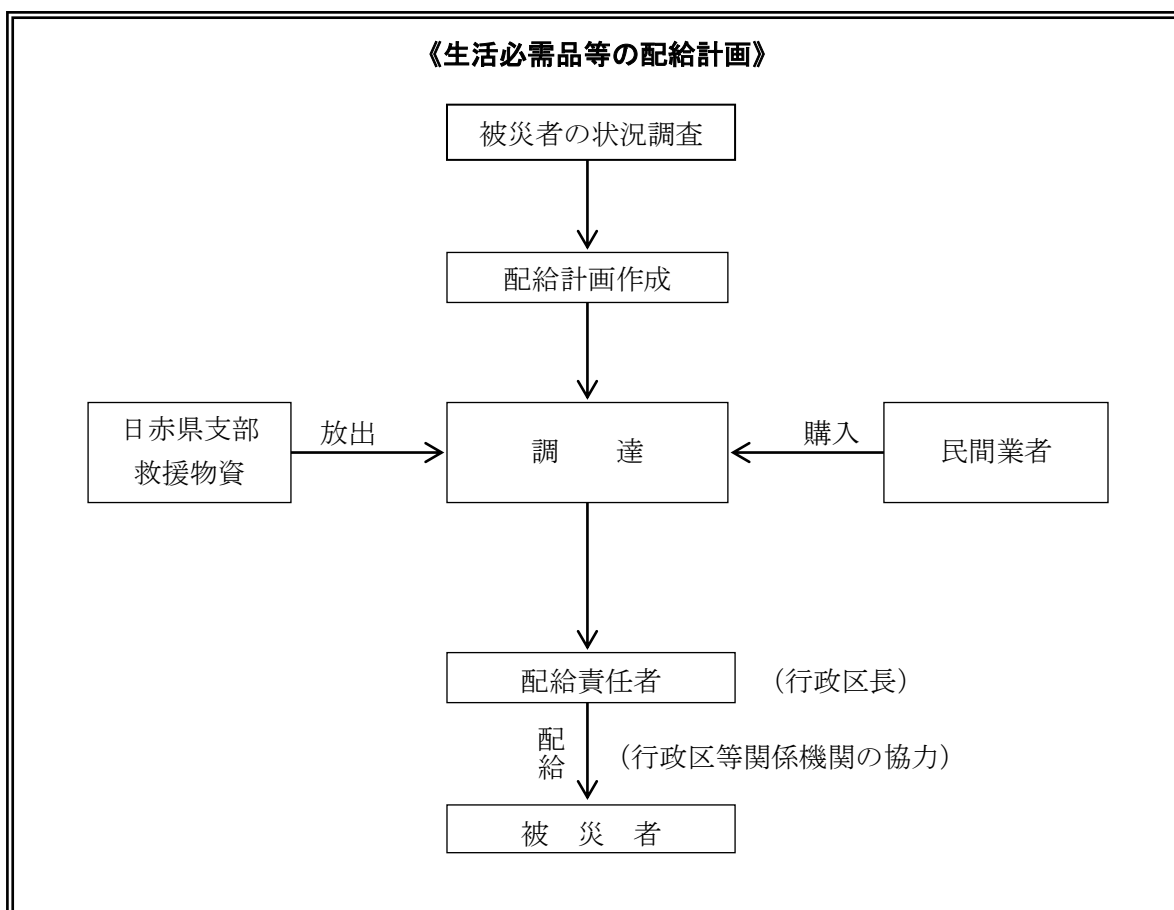
1 物資の保管、仕分け、在庫管理

危機管理班及び地域福祉班は、物資集配拠点を設置したときは、社会福祉協議会と連携し、ボランティア等の協力を得て、調達又は救援物資の受け取り、仕分け、在庫管理を行う。

※ 資料編 10-7 物品の受払簿（物資集配拠点用）

2 物資の配布方法

物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。



第14節 住宅対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 空家住宅への対応			●	都市施設班
第2 応急仮設住宅の建設等			●	都市施設班 、 都市計画班
第3 応急仮設住宅の入居者選定			●	都市施設班 、 <i>都市計画班</i>
第4 被災住宅の応急修理			●	都市計画班 、 <i>関係各班</i>

第1 空家住宅への対応

都市施設班は、住宅を失った被災者に対し、被災者相談窓口等へ市営住宅等の空家情報を提供し、相談に対応する。

■空家住宅の募集

市	市営住宅・県営住宅等の公的住宅
提供する事業主体	民間アパート等賃貸住宅

第2 応急仮設住宅の建設等

県は、災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅を建設する。また、知事により救助事務を行うこととされた場合、又は知事の実施を待つことができない場合は市長が行う。また、応急仮設住宅の建設に代えて、賃貸住宅等を借り上げて被災者に供与することができる。

災害救助法が適用されない小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合は、状況に応じて市営住宅、市立コミュニティセンター等の既存施設を応急住宅として提供する。

1 需要の把握

都市計画班は、被害調査の結果から応急仮設住宅の概数を把握する。

都市施設班は、被災者相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

2 用地の確保

都市計画班は、応急仮設住宅の建設用地として、安全性やライフライン、交通、教育等の利便性を考慮し、原則として公有地を優先し、確保する。

3 応急仮設住宅の建設

都市計画班は、応急仮設住宅の建築基準に基づいて応急仮設住宅を設計し、原則として市の工事指名登録業者の中から指名し、請負工事にて建設する。

なお、入居希望者の世帯構成や高齢者、障がいのある人向けの仕様を考慮する。

4 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用されたときは、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置することができる。

5 集会所の設置

災害救助法の適用時に、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

6 応急仮設住宅の管理

都市施設班は、応急仮設住宅の管理を行う。

第3 応急仮設住宅の入居者選定

1 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■対象者

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者
- ※ 被災地域における住民登録の有無は問わない

2 入居者の選定

都市施設班は、都市計画班と連携して、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定方法（基準等）に関して選考委員会等を組織し、その選定を行う。

県が建設した応急仮設住宅の場合は、その入居者選定に協力する。

第4 被災住宅の応急修理

都市計画班は、災害救助法が適用されたときは、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

なお、災害救助法による被災住宅の応急修理は、福岡県地域防災計画等を参照する。

1 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■対象者

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者○ 自らの資力では、住家の修理ができない者 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 応急修理

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施する。

建築業者の不足や、建築資機材の調達が困難であるときは、県に対し可能な限り次の事項を示して斡旋、調達を依頼する。

■県への斡旋依頼時の連絡事項

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 被害戸数（半焼・半壊）○ 修理を必要とする戸数○ 調達を必要とする資機材の品目及び数量 | <ul style="list-style-type: none">○ 派遣を必要とする建築業者数○ 連絡責任者○ その他参考となる事項 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融公庫福岡支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住宅に関する相談等の対応を行う。

市は、県と連携し、被災者に適切な相談窓口を設置する。

第15節 防疫・清掃活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 食品の衛生対策		●		環境政策班
第2 防疫活動		●		健康づくり班 、 環境政策班
第3 有害物質の漏洩等防止	●			環境政策班
第4 し尿の処理	●			環境政策班
第5 清掃		●		環境政策班
第6 障害物の除去	●			建設班 、 水産林務班 、 環境政策班
第7 動物の保護、収容		●		環境政策班 、 農業振興班

第1 食品の衛生対策

環境政策班は、糸島保健福祉事務所と協力して、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。特に梅雨期や夏期等は広報を強化する。

第2 防疫活動

1 検病調査・健康診断

糸島保健福祉事務所は、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者の隔離収容など適切な予防を講じるため、検病調査班を編成し、検病調査を実施する。健康づくり班は、これに協力する。

検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、医師会等と連携し、糸島保健福祉事務所の行う必要な措置について協力する。

2 被災地域の防疫

(1) 防疫活動

健康づくり班及び環境政策班は、医師会等と連携し、糸島保健福祉事務所の指導又は指示により、感染症の予防、環境の悪化を防止するため迅速かつ的確な防疫活動を行う。

■災害防疫活動

- | | |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 感染症予防対策に関する広報活動の強化 | <input type="checkbox"/> 生活用水の使用制限及び供給等 |
| <input type="checkbox"/> 消毒方法の施行 | <input type="checkbox"/> 避難所の衛生管理及び防疫指導 |
| <input type="checkbox"/> ねずみ類、昆虫等の駆除 | <input type="checkbox"/> 臨時予防接種の実施 |

(2) 防疫チームの編成

防疫活動を行うために防疫チームを編成する。不足するときは、糸島保健福祉事務所に応援要請を行う。

■防疫チーム編成

担当	1チームの構成人員
健康づくり班、環境政策班	衛生技術者1名，作業員2～3名，事務1名

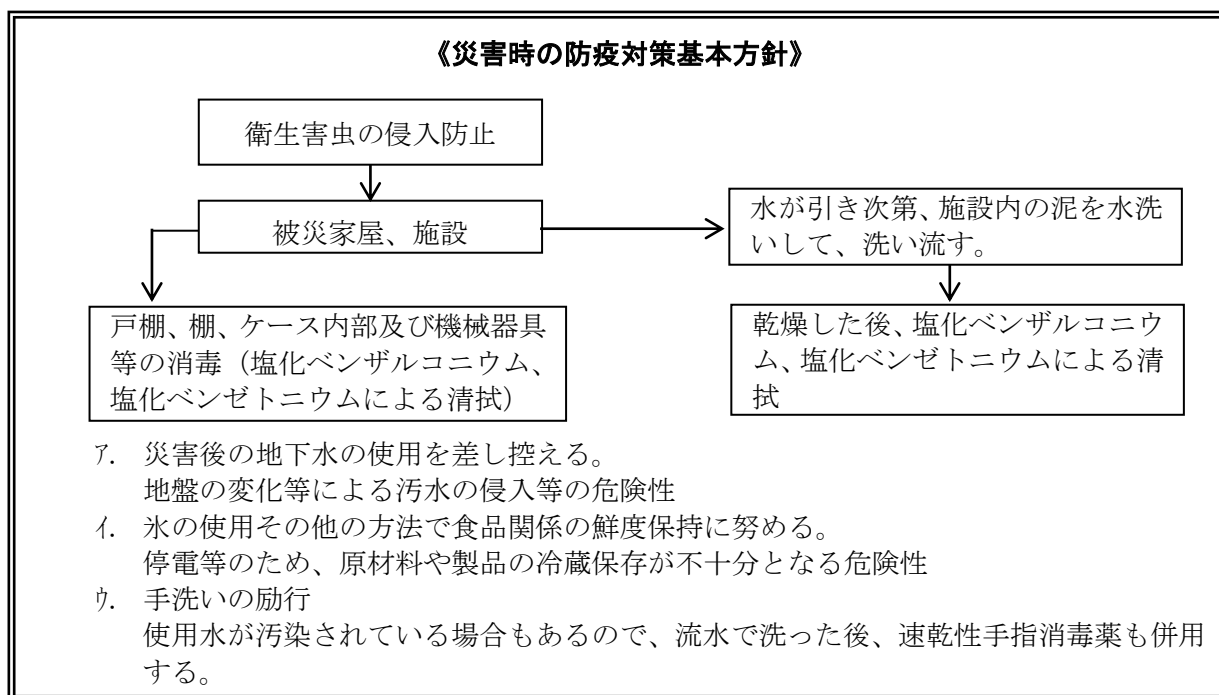
(3) 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動では、業者からの調達や市が保有する薬剤・資機材を使用する。不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

(4) 作業の実施

災害により感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域において消毒等を行う。

消毒範囲が広範囲に及ぶときなどは、状況に応じて自主防災組織や市民の協力を得て、防疫活動を実施する。



3 避難所における衛生管理

健康づくり班及び環境政策班は、避難所運営職員、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■避難所の衛生指導

- | | |
|---------------------------------|---------------------------|
| ○ 避難所の清掃、消毒方法 | ○ トイレの清掃 |
| ○ 避難者に対する健康調査の実施 | ○ 簡易トイレの設置 |
| ○ 給食従事者に対する健康診断の実施(なるべく専従者とする。) | ○ 飲料水等の水質検査の実施指導(使用の都度消毒) |
| ○ 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導 | ○ 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導 |
| ○ ごみ置き場の清掃・消毒 | ○ 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布 |

第3 有害物質の漏洩等防止

工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関に報告するとともに、有害物質の漏出等に対し適切に対応する。

環境政策班は、災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物質の漏出等を把握した場合には、県へ報告する。

第4 し尿の処理

1 仮設トイレの設置

環境政策班は、必要に応じて避難所等に仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、調達できないときは、他市町村、県に要請する。

2 し尿の処理

環境政策班は、収集・処理の体制を確立し貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、し尿処理施設において処理する。

激甚な災害のためし尿の収集が遅滞する場合は、市民に対し、隣近所での協力を呼びかける。

※ 資料編 2-17 し尿処理施設

■留意点

- | |
|----------------------------------------------------------------------|
| ○ 仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者、障がいのある人等に配慮したものであって、くみ取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。 |
| ○ 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。 |
| ○ 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。 |
| ○ 被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。 |
| ○ し尿処理量を算定し、適切な収集・処理を行う。 |

■し尿処理量

し尿の収集処理量	被災地域の1戸あたり 市街地：約400 ^{リットル} 農漁村：約500 ^{リットル}
し尿運搬車	バキュームカーの1日平均処理能力と所要人員 ・処理量：2t車 約7.2k1 (1.8k1×4回) ・所要人員：2人

第5 清掃

災害により大量の廃棄物やごみが発生した場合に、環境政策班は迅速かつ適正な処理を行う。

1 ごみの処理

環境政策班は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみの収集・処理の体制を確立し、ごみの収集・処理計画を策定する。

ごみの収集は、委託業者に協力を要請するとともに、必要に応じて市職員が清掃部隊を編成して行い、ごみ処理場で焼却又は埋め立てにより処理する。

市で対応出来ない場合は、近隣市町村等の応援を得て実施し、これによっても対応できない場合は、県（廃棄物対策課）へ応援を要請する。

なお、収集・処理に当たっては、次の点に留意する。

※ 資料編 2-16 ゴミ焼却施設

■清掃部隊の編成

塵芥運搬車	1台
作業員	6～8名
器具	スコップ、フォーク、ごみ袋、ほうき他

(1部隊あたり)

■留意点

<input type="checkbox"/> 市民へごみ収集に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> ごみ収集処理方針の周知 <input type="radio"/> ごみ量の削減、分別への協力
<input type="checkbox"/> 生ごみ等腐敗しやすいごみは、早急に収集・処理する。
<input type="checkbox"/> 世帯および避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。
<input type="checkbox"/> 粗大ごみや資源物回収については、状況によっては一時的に中止する。
<input type="checkbox"/> 通常同様にごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせた処理を行う。
<input type="checkbox"/> 処理量を上回るごみが発生した場所では、ごみの仮置場を指定する。
<input type="checkbox"/> 破砕が必要なごみを処理する重機の確保や仮置場への不法投棄の監視体制を確立する。
<input type="checkbox"/> 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。
<input type="checkbox"/> ごみ処理量を算定し、適切な収集・処理を行う。

2 がれき等の処理

(1) がれき等処理の対象

損壊家屋等の多量のがれき等は、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

ただし、被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは、環境政策班が収集・処理を行う。

(2) 実施体制

市のみでがれき等の処理が困難なときは、民間業者、他市町村の応援を得るとともに、県を通じて広域的な支援体制を確立する。

(3) 処理方法

がれき等の処理方法は、次のとおりである。

■がれき等の処理方法

- 障害物や全壊・大規模半壊建物数等の情報を収集し、災害廃棄物処理の必要性を把握し、県に連絡する。
- 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- 原則として発生場所で災害廃棄物の分別を行う。
- 木くずは、焼却処分とする。
- コンクリート等は、選別して再生処理業者又は最終処分場に運搬し、処理する。
- 適切な分別に、再利用・再資源化を進め、適切な方法で処理する。
- 必要に応じ、事前に定めた候補地から選定し、仮置場を開設する。
- がれき処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。
- アスベスト等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正な処理対策を行う。

(4) 住民等への広報

住民等に対し、がれき等処理を円滑に推進するため、適切な広報活動を行う。

■がれき等の処理方法に関する広報活動

- がれき等の収集処理方針の周知
- がれき等の分別への協力要請
- 仮置場の周知
- 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

第6 障害物の除去

1 除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

■障害物除去の対象

- 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- その他、公共的立場から除去を必要とする場合

■建物関係の障害物除去の条件

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 日常の生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 自らの資力では障害物を除去できないものであること
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

なお、災害救助法による障害物の除去の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照。

2 除去の方法

市は、市所有の資機材を用いて又は建設事業者団体等に応援を要請して障害物を除去する。
 なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。
 除去した障害物は、仮置場に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

3 除去の実施

市は、山(がけ)崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去を行う。
 道路、河川等の管理者は、道路、河川等にある障害物の除去は、それぞれが行う。
 市は、市管理外の道路、河川等については、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。
 ただし、市管理外であっても、交通、日常生活に著しい障害がある場合は、緊急的に障害物を除去する。
 市で対応出来ない場合は、近隣市町村等の応援を得て実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

■障害物の除去実施者

障害物	担 当
住家又は周辺に運ばれた障害物	施設管理者
道路、河川、水路にある障害物	建設班、施設管理者
漁港等にある障害物	水産林務班、施設管理者

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、仮置場に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

■留意事項

- 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 盗難の危険のない場所を選定する。
- 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

第7 動物の保護、収容

1 死亡獣畜の処理

環境政策班及び農業振興班は、糸島保健福祉事務所の指導により、死亡した家畜を処理する。

また、野禽等の処理については、筑紫保健福祉環境事務所の指導により行う。

2 愛護動物の救護の実施

大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じることが予想される。

環境政策班は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、糸島保健福祉事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護等を行う。

(1) 被災地域における愛護動物の保護等

被災地域において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、糸島保健福祉事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物等の保護等を行う。

- 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- 飼養困難な愛護動物の一時保管
- 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- 愛護動物に関する相談の実施 等

(2) 避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等

飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

■ 県の愛護動物支援

- 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援
- 避難場所から保護施設への愛護動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 他県等の連絡調整及び応援要請

第16節 遺体の処理・埋火葬

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 遺体の搜索	●			消防本部 、 消防団
第2 遺体の処理、検案	●			福祉保護班
第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	●			福祉保護班 、 環境政策班 、 市民班
第4 遺体の埋火葬		●		福祉保護班 、 環境政策班 、 市民班

第1 遺体の搜索

1 遺体の搜索

救出作業あるいは搜索中、遺体を発見したときは、医師による診断を行うとともに、警察署（警察官）又は海上保安部（海上保安官）に届け出る。

なお、災害救助法による遺体の搜索の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照する。

2 遺体の取り扱い

遺体は、次のように取り扱う。

■遺体の取り扱い方法

- 遺体の身元が判明しているときは、その遺族又は被災地域の市町村に引き渡す。
- 遺体の身元が判明しないときは、市が行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

第2 遺体の処理、検案

1 遺体の見分・検視

警察又は海上保安部は、遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けたときは、死体取扱規則に基づく遺体の見分・検視を行った後、遺族に引き渡す。

遺体の引取人がないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項により、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して市長に引き渡す。

2 遺体の処理

福祉保護班は、医師会等に対し、市に引き渡された遺体の処理を要請する。

なお、災害救助法による遺体の処理の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照する。

■遺体の処理

- 遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置
- 検案（遺体の死因その他医学的検査）
- 遺体の一時保存（識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。）

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

1 納棺用品等の確保

福祉保護班は、葬儀業者に対し、納棺用品、ドライアイス等の供給及び遺体の納棺を要請する。

2 身元確認への対応

福祉保護班及び市民班は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

遺族等の引取人があるときは、遺体を引き渡す。

3 遺体の収容、安置

福祉保護班及び環境政策班は、身元識別のため相当時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬できない場合は、遺体安置所へ搬送し、一時安置する。

■遺体安置所の場所

- 被災地域に近い寺院等に設置する。
- 適当な施設が確保できないときは、避難所等へ設置する。

第4 遺体の埋火葬

1 埋火葬許可書

市民班は、市庁舎窓口で遺体の埋火葬許可書を発行する。

2 埋火葬の実施

福祉保護班及び環境政策班は、遺族等が遺体の埋火葬を行うことが困難なとき、又は遺族がいないときは、次のように遺体の埋火葬を行う。

なお、災害救助法による遺体の埋火葬の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照する。

※ 資料編 2-15 火葬場

■埋火葬方法

- 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないときは、近隣市町村等に協力を要請する。
- 引取人のない遺骨は、当分の間遺留品とともに保管する。
- 外国人等の埋葬者の風俗、習慣、宗教等に配慮する。

第17節 文教対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	●			学校教育班 、 子ども班
第2 応急教育			●	学校教育班 、 教育総務班
第3 保育所児童の安全確保、安否確認	●			子ども班 、 子育て支援班
第4 応急保育			●	子ども班 、 子育て支援班
第5 文化財対策		●		文化班 、 施設管理者

第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

1 安全の確保

園長、学校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時の応急対策計画を樹立するとともに、日頃から施設・設備の管理及び点検・整備、防災教育の実施、情報連絡体制の整備、PTA、地域との協力体制づくりに努めるとともに、園児、児童、生徒の安全を確保する。

また、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、教職員と協力し、応急教育体制を備えて、次の措置を行う。

■事前準備

- 幼稚園・学校行事、会議、出張等を中止するとともに、状況に応じて市教育委員会に連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。
- 幼稚園児、児童、生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡及び引き渡し方法等を確認する。
- 市教育委員会、警察署・交番・駐在所、消防署等関係機関との連絡網を確認すること。
- 勤務時間以外においては、学校長は所属職員の所在を確認し非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- 事故等により、幼稚園、学校にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防本部、消防団等と連携のうえ、園児、児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。

2 下校時の危険防止

園長、学校長は、下校途中における危険を防止するため、園児、児童、生徒に必要な注意をする。気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引渡し、保護

園長、学校長は、園児、児童、生徒を帰宅、下校させることが危険なときは、幼稚園、学校で保護者に引き渡す。保護者の迎えがないときは、幼稚園、学校で保護する。

4 安否の確認

学校教育班及び子ども班は、災害が発生したときは、園長、学校長を通じて園児、児童、生徒、

教職員の安否の確認を行う。

また、園児、児童、生徒が市外へ疎開したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。これにより疎開先に対する照会や園児、児童、生徒への連絡を行う。

第2 応急教育

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

園長、学校長は、施設の被害を調査し、学校教育班及び教育総務班と連携し、応急教育の場所を確保する。

■応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けたとき	○ 被害を免れた施設（特別教室、体育館等） ○ 二部授業の実施
施設の全部が被害を受けたとき	○ 市立コミュニティセンター等の公共施設や近隣の幼稚園、学校
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	○ 被災地域外の最寄の幼稚園、学校、公共施設 ○ 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

園長、学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど授業再開に努め、速やかに園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

学校教育班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2 避難所開設への協力

避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、危機管理班から避難所開設の連絡を受けた場合は、避難所を開放し、避難者を体育館等へ案内する。また、避難所運営職員等と連携して避難所の運営に協力する。

3 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

■応急教育の内容

学習に関する教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○ 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○ 専門家と連携し、園児、児童、生徒の心のケア対策を行う。

4 学用品の調達及び給与

学校教育班は、災害により住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を調達し、支給する。

なお、災害救助法による学用品の給与の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照。

5 学校給食の措置

学校教育班及び教育総務班は、給食施設・設備、物資等に被害があったときは、給食実施の可否について決定する。

■学校給食の留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害があってもできる限り継続実施するように努める。 ○ 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。 ○ 避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意する。 ○ 感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生管理については特に留意する。

第3 保育所児童の安全確保、安否確認

1 安全の確保

保育所長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、保育所児童の安全を確保する。

また、事故等により保育所にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防本部、消防団等と連携のうえ、保育所児童を安全な場所に避難誘導する。

2 園児の保護

保育所長は、保護者の迎えがないときは、保育所児童を保育所にて保護する。

3 安否の確認

子ども班及び子育て支援班は、災害が発生したときは、保育所長を通じて保育所児童・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第4 応急保育

子ども班及び子育て支援班は、保育所長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設で保育ができないときは、臨時的な場所を確保する。災害により緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

第5 文化財対策

文化班は、指定文化財の巡回及び所有者（管理責任者）からの報告等により被害の状況を把握し、県教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずる。

※ 資料編 2-19 文化財

第18節 公共施設等の応急対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 上水道施設	●			水道班 、 業務班
第2 下水道施設	●			下水道班 、 業務班
第3 電気施設	●			九州電力 、 九州電力送配電
第4 ガス施設	●			ガス事業者
第5 通信施設	●			通信事業者
第6 道路施設	●			建設班 、 関係機関
第7 河川、水路	●			建設班 、 関係機関
第8 ため池	●			水産林務班 、 関係機関
第9 漁港・海岸	●			水産林務班 、 関係機関
第10 鉄道施設	●			JR九州 、 JR貨物
第11 その他の公共施設	●			各施設管理者

第1 上水道施設

水道班は、所管する水道施設等が被災し、機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

1 応急対策

水源地、配水設備、配水管等の被害状況を調査し、次のような応急対策を行う。

■応急対策

- 浄水施設は、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対し、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区に対し、必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行う。

■復旧対策

- 施設復旧は、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先する。
- 配水管路は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等を優先する。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。

第2 下水道施設

下水道班は、下水道施設等が被災し機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行う。

1 応急対策

浄化センター等の被害状況を調査し、応急対策を行う。

■応急対策

- 管渠は、汚水、雨水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立てる。
- 浄化センター等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 下水処理施設が破損し、漏水が生じたときは、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所への応急修理を行う。
- 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

※ 資料編 2-18 下水処理施設

2 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況及び排水禁止区域等を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力を得て、復旧対策を行う。

第3 電気施設

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、災害により電気の供給が停止し、又は停止するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

2 復旧対策

市民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報するとともに、復旧計画を策定し、復旧にあたる。

■復旧計画

- 復旧応援班の必要の有無及び復旧作業班の配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容（水力・火力発電所、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備）
- 復旧作業の日程及び完了見込
- 宿泊施設、食料、衛生対策の手配等

第4 ガス施設

ガス事業者は、災害が発生した場合「災害に関する規程」に基づき、応急対策を行う。

1 緊急対策

社内に災害対策本部を設置し、被害状況を調査し、社内各部署の連絡協力のもと緊急対策活動にあたる。

■緊急対策

- 情報の収集伝達
- テレビ、ラジオ放送局に対して緊急放送依頼
- ガスの漏えい等による二次災害防止措置（避難区域の設定、火気の使用停止等）

2 復旧対策

被災の正確な情報を収集し、速やかに復旧計画を策定し、病院、学校、公共施設、ゴミ焼却場等社会的緊急度が高い施設から優先的な復旧にあたる。

■復旧対策

- 復旧計画の策定
- 災害広報
- 復旧要員の確保
- 救援要請
- 代替熱源等の提供

第5 通信施設

通信事業者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

■ 応急対策

- 設備、資機材の発動準備及び点検
- 通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置、携帯電話の貸出し（NTTドコモ）
- 応急回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先

2 復旧対策

復旧計画を策定し、次にあげる優先回線の復旧にあたる。

■ 優先回線

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線

第6 道路施設

道路管理者等は、災害が発生したときは、各所管の道路、橋梁について被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

災害が発生したときは、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査する。

通行が危険な路線・区間は、警察に通報し、交通規制等の措置を要請する。

また、市道以外の道路が被災し通行に支障をきたすときは、道路管理者等に通知し、応急復旧の実施を要請する。

- ※ 資料編 1-14 道路危険箇所
- ※ 資料編 1-17 市指定災害予想危険箇所

2 復旧対策

市道が被災したときは、建設事業者団体等の協力により応急復旧を行うが、短期間で道路復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路を設置する。

また、市単独で困難なときは、県、自衛隊等に対し応援を要請する。

第7 河川、水路

河川管理者等は、河川施設等の緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握し、河川、水路を閉塞しているがれき等の撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

市管理外の河川が被災し支障をきたすときは、河川管理者に通知し、応急修理の実施を要請す

る。

- ※ 資料編 1-4 重要水防箇所（河川）
- ※ 資料編 1-5 災害危険河川区域
- ※ 資料編 1-17 市指定災害予想危険箇所

第8 ため池

ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水位の低減や堤体の補強等を行う。また、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

- ※ 資料編 1-17 市指定災害予想危険箇所

第9 漁港・海岸

施設の管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要に応じて応急復旧工事等を実施する。また、決壊した箇所等について、仮締切、決壊防止工事を行う。

- ※ 資料編 1-6 重要水防箇所（海岸）
- ※ 資料編 1-17 市指定災害予想危険箇所

第10 鉄道施設

鉄道事業者（九州旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱）は、災害が発生又は発生のおそれがあり、列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合、防災実施計画に基づき、応急復旧対策を行う。

■鉄軌道施設の応急措置

- 災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。
- 鉄軌道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。
- 線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

1 駅舎及び駅構内等

駅長は、災害の状況及び駅区周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して放送案内、避難誘導、出火防止、初期消火及び防衛体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等随時的確な措置をとる。

2 客車運行中

旅客走行中に災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の措置をとる。

3 貨車運行

危険品積タンク車に事故が発生し、貨物の漏えいその他により火災、爆発、中毒、又はそのおそれのあるときは、関係業務機関及び協力化学企業等に連絡するとともに、消防機関及び警察に速やかに事故の状況を通報し、必要によりその出動を要請する。

また、引火性液体等が流出したときは、出火防止の処置をとり、タンク貨車を安全な場所に隔離する。

なお、可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺及び風下等に危険性のおそれのあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難措置をとり、緊急措置要員のほかは、すべて事故現場の立ち入りを禁止する。

第11 その他の公共施設

市庁舎、市立コミュニティセンター、学校、図書館等の公共施設、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生したときは、被害状況を調査し、利用者等の安全確保と施設機能の保全、回復のため、応急対策を行う。

■利用者等の安全確保

- 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を最優先とする。
- 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。
- 応急措置の状況を災害対策本部へ報告する。

■施設機能の保全、回復

- 施設の被害調査を速やかに行う。
- 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。
- 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。
- 電気、電話、ガス、水道等の補修が困難なときは、関係機関に応援を要請する。

第19節 災害警備

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
第1 防犯活動			●	危機管理班 、 関係各班 、 消防団 、 <i>消防本部</i> 、

第1 防犯活動

風水害など自然災害への対応のほか、犯罪や交通事故、放火といった事象への対応として、警察機関、消防組織等と連携し、安全で安心して暮らせる住まいとまちをつくる観点から、防犯や交通安全、放火防止に取り組む。

1 巡回パトロール

消防団は、自主防災組織、消防本部、警察署と連携し、火災予防、放火、窃盗及びその他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

関係各班は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動を行う。